

2 災害予防計画

役割分担表	自然 2-0-3
第1章 基本方針	自然 2-1-5
第2章 災害応急対策への備えの充実	自然 2-2-7
第3章 住民参加による地域防災力の向上	自然 2-3-82
第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備	自然 2-4-92
第5章 その他の災害の予防対策の推進	自然 2-5-119

<役割分担表>

	ページ	危機管理部	総務企画部	市民福祉部	産業建設部	会計課	教育委員会	消防団	関係機関
第1章 基本方針	自然2-1-5								
第2章 災害応急対策への備えの充実	自然2-2-7								
第1節 組織体制の整備	自然2-2-7								
第2節 防災訓練・研修の実施	自然2-2-10								防災関係機関
第3節 広域防災体制の確立	自然2-2-12	○							
第4節 災害対策拠点等の整備及び運用	自然2-2-13	○							
第5節 情報通信機器・施設の整備及び運用	自然2-2-14	○	○						兵庫県
第6節 防災拠点の整備	自然2-2-17	○							兵庫県
第7節 火災予防対策の推進	自然2-2-18	○						○	淡路広域消防事務組合
第8節 防災資機材の整備	自然2-2-22	○							
第9節 災害時の医療確保計画	自然2-2-23			○					洲本健康福祉事務所、淡路広域消防事務組合、淡路医療センター
第10節 緊急輸送体制の整備	自然2-2-25				○				兵庫国道事務所、兵庫県
第11節 避難対策の充実	自然2-2-27	○	○				○		
第12節 備蓄体制の整備	自然2-2-50	○			○				淡路広域水道企業団
第13節 災害時帰宅困難者対策の推進	自然2-2-55	○		○					
第14節 家屋被害認定士制度等の整備	自然2-2-56	○			○				
第15節 廃棄物対策の充実	自然2-2-59			○					
第16節 要配慮者（避難行動要支援者）対策の強化	自然2-2-60	○		○	○				
第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備	自然2-2-66			○					市社会福祉協議会
第18節 水害・津波予防計画	自然2-2-68	○			○				兵庫県
第19節 土砂災害対策の充実	自然2-2-76	○			○				兵庫県
第20節 中山間地等における災害対策	自然2-2-78	○							
第21節 住宅再建共済制度の推進	自然2-2-80	○							兵庫県
第22節 重要施設の防災対策	自然2-2-81	○							兵庫県
第3章 住民参加による地域防災力の向上	自然2-3-82								
第1節 防災知識普及計画	自然2-3-82	○		○			○		兵庫県

	ページ	危機管理部	総務企画部	市民福祉部	産業建設部	会計課	教育委員会	消防団	関係機関
第2節 自主防災組織の育成	自然2-3-87	○							
第3節 消防団の充実強化	自然2-3-90	○						○	淡路広域消防事務組合
第4節 企業等の地域防災活動への参画促進	自然2-3-91	○			○				
第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備	自然2-4-92								
第1節 まちの防災構造の強化	自然2-4-92				○				
第2節 建築物の耐震性の確保	自然2-4-95	○	○	○	○		○		兵庫県
第3節 地盤災害の防止施設等の整備	自然2-4-98				○				兵庫県
第4節 河川、海岸及びため池施設の整備	自然2-4-101				○				兵庫県
第5節 交通関係施設の整備	自然2-4-103	○			○				兵庫県
第6節 ライフライン関係施設の整備	自然2-4-106	○			○				関西電力㈱、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱兵庫支店、KDDI㈱、㈱NTT ドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱淡路広域水道企業団、(一社)兵庫県LP ガス協会
第5章 その他の災害の予防対策の推進	自然2-5-119								
第1節 危険物施設等の予防対策の実施	自然2-5-119								淡路広域消防事務組合
第2節 竜巻・突風予防計画	自然2-5-121	○							
第3節 複合災害対策	自然2-5-122	○							

第1章 基本方針

第1 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

- ・ 平時の防災組織体制の整備と研修・訓練等の実施
- ・ 災害対策拠点、情報通信機器・施設や防災拠点の整備
- ・ 火災予防対策の推進、消防施設・設備の整備
- ・ 防災資機材の整備
- ・ 災害救急医療システムの整備
- ・ 緊急輸送体制の整備
- ・ 避難対策の充実
- ・ 備蓄体制等の整備
- ・ 防災士や家屋被害認定士等の養成
- ・ 廃棄物対策の充実
- ・ 要配慮者支援対策や外国人支援対策の充実
- ・ 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- ・ 水防対策等の充実
- ・ 土砂災害対策の充実
- ・ 中山間地等における災害対策

第2 住民参加による地域防災力の向上

平時から、減災のための備えを実践する住民運動を展開し、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、住民や企業等の防災活動への参加促進の方策を明示する。

- ・ 防災に関する学習等の充実
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 企業等の地域防災活動への参画促進
- ・ 防災士やひょうご防災リーダーの養成

第3 治山・治水対策の促進

森、山、川、海の流域全体の視点で災害に強いまちづくりを計画的に進めるため、次の事項を中心に、治山・治水対策の内容等を明示する。

- ・ 水害の防止施設等の整備
- ・ 地盤災害の防止施設等の整備
- ・ 災害に強い森づくりの推進

第4 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる堅牢でしなやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

- ・ 防災基盤・施設等の整備
- ・ 都市の防災構造の強化
- ・ 交通・ライフライン関係施設の整備

第5 国土強靱化地域計画

本市は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき策定した南あわじ市強靱化計画の目標設定により、想定される災害の被害の発生の予防及び軽減に努める。

第2章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備

南あわじ市、防災関係機関、住民及び事業所は、日頃より防災組織の整備推進に努め、防災体制の確立に万全を期す。

第1 南あわじ市

市は、関係法令及び条例等に基づき、次の組織を設置する。設置した場合、その機能が十分発揮できるよう各組織の構成員は、日頃より各々の職務内容・手順の把握に努める。

なお、防災組織体制の整備にあたっては、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画の拡大を図る。

1 南あわじ市防災会議

(1) 設置の根拠等

災害対策基本法第16条の規定に基づき、南あわじ市防災会議の所掌事務及び組織については、南あわじ市防災会議条例に定められている。

- ※ 資料編 「1-1 南あわじ市防災会議条例」
「1-2 南あわじ市防災会議委員名簿」

(2) 所掌事務

- ① 南あわじ市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- ② 市長の諮問に応じて市の区域に係る防災に関する重要事項を調査審議すること
- ③ ②に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- ④ その他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(3) 組織

南あわじ市防災会議は、資料編の「1-1 南あわじ市防災会議条例」のとおり組織する。

2 南あわじ市災害対策本部

(1) 設置の根拠等

南あわじ市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2を根拠として設置され、その内容は、南あわじ市災害対策本部条例に定められている。

その内容は、第3編「風水害等応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第1節「組織の設置」及び第4編「地震災害応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第1節「組織の設置」に定める。

(2) 所掌事務

南あわじ市地域防災計画の定めるところにより、市域の災害予防、応急対策及び復旧対策を実施する。

(3) 組 織

南あわじ市災害対策本部及び災害警戒本部の組織については、第3編「風水害等応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第1節「組織の設置」及び第4編「地震災害応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第1節「組織の設置」に定める。

第2 防災関係機関

市域を所管する又は市内にある兵庫県の機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、地域防災計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善に努める。

第3 消防団

常備消防と一体となって、消防活動や避難誘導等を行う消防団は、地域防災活動の中核として重要な役割を担っている。災害時の情報連絡や応急救護など各消防団員の技能向上と資質の鍛錬を図るべく教育訓練を実施し、各地域の防災指導にあたる。

男女共同参画の視点から女性の参画のため、女性団員（なでしこ分団）の参加を促進する。

※ 資料編 「4－1 南あわじ市消防団組織系統図」

第4 住民

1 住民の防災意識の向上

災害対策の基本は、地域住民が防災意識を高め、災害に備える機運の醸成にある。従って、市は、ホームページ、広報紙等により、自治会や自主防災組織を通じ、住民の防災意識の向上に努める。また、地域住民は、「自助・共助」の観点から自助努力により、それら防災意識の向上に努力する。

2 自主防災組織の形成促進

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動を形成し、促進を図る。その際、男女共同参画の視点から女性の参画や、多様な立場の住民の参画を推進する。

3 地区防災計画の策定促進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第5 事業所

消防法第8条の規定により「消防計画」を作成する事業所並びに地域の安全と密接な関連がある事業所については、災害の未然防止に努め、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大防止に努める必要がある。このため、各事業所において、自衛的かつ自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保のほか、地域の消防団や自主防災組織とも密接な連携を図り、地域の安全に積極的に寄与するよう指導する。

第2節 防災訓練・研修の実施

【市、防災関係機関】

防災関係機関との緊密な連帯のもと、防災訓練を実施し、防災活動に関する責任の自覚と、技能の向上を図るとともに、住民の防災に関する協力と理解を求め、もって防災体制の万全を期することを目的とする。

第1 防災訓練

1 訓練の想定

訓練の想定については、毎年、防災関係機関と協議のうえ決定し、単独又は共同して、次に掲げる訓練を実施するよう努める。

(1) 図上訓練

災害時と同じような被害状況等を設定し、時間軸に沿って刻々と被害状況が変化していく中で、災害対策本部及び防災関係機関がどのように対応していくかを習得する訓練である。災害対応能力の向上を図るうえで非常に有効であり、特に、市幹部職員の災害対応能力の向上において欠かせない訓練である。

(2) 実地訓練

- ① 本部設置訓練 ② 情報収集・伝達訓練 ③ 水防訓練 ④ 消防訓練
⑤ 災害救助訓練 ⑥ 救護訓練 ⑦ 防疫訓練 ⑧ 廃棄物処理訓練
⑨ 土砂災害等各災害に応じた避難訓練 ⑩ 給水訓練 ⑪ 炊き出し訓練
⑫ 感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練 ⑬ その他防災訓練

第2 防災関係機関の訓練

市、県、その他の防災関係機関等は、災害時に処理すべき業務に対応するため、機関の独自の防災訓練を実施し、その能力向上に努める。加えて、市、県は関係部局連携の下、審議会等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。

第3 個別訓練

市は、各班における課題を抽出して、課題解決に向けた防災訓練を実施する。
また、小・中学校や福祉施設等ごとに通報訓練、避難訓練及び初期消火訓練を実施する。

第4 住民、事業所等の訓練

災害発生直後の応急体制の確立を目的として、自治会、自主防災組織、事業所等は、通報訓練、避難訓練、初期消火訓練等を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、ハザードマップの確認、家具や備品の固定、飛散防止用フィルムの貼付等、被害減少のための予防的な取り組みを加味するよう工夫するとともに、津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示等を正しく理解し的確に行動できるよう、そうした事態を想定した実践的な訓練も取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努める。

第5 「ひょうご安全の日推進事業」の展開事業の活用

県では、阪神・淡路大震災の教訓を風化させないため、小・中学校、地域住民が参加する防災訓練の実施を推進している。市内小・中学校は、児童・生徒と地域住民が参加する「ひょうご安全の日推進事業」の展開事業を積極的に実施活用する。

第6 職員研修

- (1) 市は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、職員の対応能力の向上に努める。
- (2) 市は、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第3節 広域防災体制の確立

【危機管理部】

市域に大きな災害が発生し、市の防災組織による災害応急活動で対応しきれない場合、他の市町に対して支援を要請することになる。この場合、局地災害であれば、近隣市町に支援を要請するものとし、大規模な広域災害の場合は、県外を含めて災害を受けていない遠隔の市町に支援を要請する必要がある。

第1 広域支援体制

局地型災害に備えて、近隣市町、広域災害に備えて、遠隔の市町（県外を含む。）など、複数の市町との相互支援体制を確保するため、災害時応援協定の締結を推進する。

また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

- ※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」
「3-3 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」

第2 受援・応援体制の整備

県「兵庫県災害時受援計画」及び関西広域連合「関西広域応援・受援実施要綱」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルの作成を検討する。

＜受援業務の例＞

- ① 他自治体等応援要員受入れ
- ② 救命救助・消火部隊受入れ
- ③ 重傷患者広域搬送、DMAT、「救護班」受入れ
- ④ 救援物資受入れ
- ⑤ 広域避難・広域一時滞在
- ⑥ ボランティアの受入れ 等

第4節 災害対策拠点等の整備及び運用

【危機管理部】

第1 防災中枢機能等の確保・充実

市役所本館、淡路広域消防事務組合、災害拠点病院（県立淡路医療センター）、避難所等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保（耐震性や水害などによる浸水対策等）、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となる燃料の備蓄に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定し、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

市役所本館は、免震装置や設備バックアップによる災害に強い建物で停電時の建物利用に配慮している。

また、被災により市役所本館が使用できなくなった場合に備え、代替候補施設（第1別館、第2別館）を設定するとともに、災害対策本部機能を維持するために必要な設備の確保に努める。

第2 各種データの整備保全

市は、災害復旧・復興への備え、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、固定資産課税台帳、道路台帳、水道台帳、下水道台帳、市営住宅台帳、地籍、建築物、地下埋設物等情報、図面データ及び航空写真データの整備保存並びにバックアップ体制）について整備しておく。

第3 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため、業務継続計画（BCP）の策定等を行い、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行う。

※ 資料編 「1-7 南あわじ市業務継続体制」

第5節 情報通信機器・施設の整備及び運用

【危機管理部、総務企画部、兵庫県】

市及び関係機関は、災害時の気象情報、被害情報、対策情報など災害予防及び災害応急活動に必要な情報通信の円滑化を図るため、防災行政無線の屋外拡声子局と戸別受信機、CATV（映像）、防災カメラ、衛星携帯電話等の整備拡充に努める。

また、有線通信手段が途絶した事態においても、災害情報の伝達、市域の被害状況を把握するために多様な手段により、災害現場との連絡等、災害情報の収集・伝達体制を確立する。

第1 通信施設の整備

1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）

市、淡路広域消防事務組合、警察本部・警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。

特に、災害発生時における初動対応を迅速に行うため、地図情報、気象情報、警報、地震被害予測機能及び需給推計・分析機能を有しており、平常時、防災訓練時、災害発生時の流れに沿った災害対策本部業務、防災関係機関業務、さらに、映像情報、防災コミュニケーション等、多岐にわたる情報を得ることができ、被災市町が必要とする救助要員・救援物資等を的確に把握し、より効果的な応急対策をとれるようこれらの機能の充実が図られている。

本システムの機能は、Lアラート（災害情報共有システム）、ひょうご防災ネット（以下、「防災ネット」という。）等を通じて広く住民等への情報提供も行っている。また、県は、降雨時の通信の安定性の強化や市からの映像配信等を実現するため、衛星通信回線の強化を図っていく。

2 テレビ電話による県とのホットライン

災害時に市、県、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、フェニックス防災システムにテレビ会議システムを導入し、県災害対策センター、市、県民局等複数拠点とのテレビ会議を行っている。

3 有線通信施設

CATVによる自主放送、データ放送により、災害情報、避難指示等の情報を伝達する。

4 無線通信施設（防災行政無線）

淡路広域消防事務組合の無線通信網として、消防救急デジタル無線が設置されている。

また、市や淡路広域消防事務組合には、有線通信施設の途絶に備えて、兵庫衛星通信ネットワークが整備されている。

市は、災害情報や行政情報等をいち早く住民に伝えるため、デジタル防災行政無線の戸別受信機の設置の普及に努める。

5 携帯電話

住民への災害情報伝達手段として、エリアメール、緊急速報メールにより伝達を行うとともに、災害時における輻輳の少ないメール配信システムである防災ネットへの加入促進を図る。

6 衛星携帯電話

現在、衛星携帯電話を19台配備しており、引き続き、防災拠点施設への導入を検討する。

7 Jアラート（全国瞬時警報システム）

災害情報等を瞬時に伝達するJアラート（全国瞬時警報システム）と防災行政無線、CATV等を接続することにより速やかな情報伝達体制の構築を図る。

8 防災情報提供システム

気象庁インターネット防災情報提供システムにより、気象・地震情報等を入手し、活用を図る。

9 アマチュア無線

総務大臣は、電波法第74条に基づき、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な通信を行わせることができる。また、市は、市内のアマチュア無線等の情報ボランティアの協力について検討する。

10 遠隔共有システム（Hec-Eye）

遠隔共有システム（Hec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を県及び市町で情報共有する。

11 その他

フェニックス防災システムに搭載された機能のうち、各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出したうえで、情報を入手することができる。

第2 通信施設の災害予防

1 機器の転倒・浸水防止

災害による通信施設の被害を防止するため、それらの転倒防止、浸水防止等、日頃より必要な措置を講じる。

2 予備電源等の設置

災害時に電気及び電話が一時的に途絶した場合に備えて、通信施設を有する機関は、非常用発電機及び燃料等を設置し、その機能を十分発揮できるよう常時、点検・整備に努める。

第3 運用体制の整備

- (1) 有効に機能させるため夜間運用体制の確立を図る。
- (2) 災害時の停電に備えて、空冷式発電機等の整備を行うとともに各種無線機の点検を定期的に行う。
- (3) 関係職員の無線局、無線機、パソコン等をはじめとする情報機器全般の運用技術の向上に努める。
- (4) 関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備・補強を行う。また、関係機関相互の運営を円滑に行うため、運営体制を明確にすべく、あらかじめ各機関相互の調整を行い、災害時に機能を発揮できるようにする。
- (5) 非常通信訓練を定期的の実施する。

第4 住民に対する通信連絡手段の整備

要配慮者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努める。また大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備にも努める。

- (1) 防災行政無線の屋外拡声子局や戸別受信機
- (2) 電話、FAX
- (3) 携帯電話（防災ネット、緊急速報メール等）
- (4) ホームページ
- (5) 地域メディア（CATV等）
- (6) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき）
- (7) 広報車
- (8) 放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（Lアラート（災害情報共有システム）を経由した連携を含む。）
- (9) 自主防災組織等人的ネットワークによる連絡
- (10) アマチュア無線等情報ボランティアの協力
- (11) IP無線網

第6節 防災拠点の整備

【危機管理部、兵庫県】

災害時における拠点としての機能を果たす防災拠点の整備・充実に努めるとともに、県広域防災拠点との連携強化を図る。

第1 防災拠点の整備

災害時において地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる地域防災拠点の整備に努める。

1 役割

防災拠点は、他地域や広域防災拠点から派遣される要員や緊急物資などの受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能の確保に努める。

2 機能

防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- (2) 地域の防災活動のための駐屯スペース
- (3) 物資、復旧資機材の備蓄施設
- (4) 災害対策本部、医療機関、淡路広域消防事務組合や他の拠点と交信可能な通信設備
- (5) 緊急用エネルギー設備（非常用発電施設等）
- (6) 臨時ヘリポート
- (7) 耐震性貯水槽、井戸等
- (8) 広域避難スペース
- (9) 救急医療、高齢者・障がい者のケア機能との連携

3 配置の考え方

物資・要員の集積や広域防災拠点とのアクセス性（幹線街路などとの接続）に配慮し、1箇所以上配置する。

第2 県広域防災拠点との連携

被災者用物資（毛布、非常用食料等）や救助資機材（エンジンカッター、チェーンソー等）などを備蓄し、全国から寄せられる大量の救援物資を集積し、被災地へ配送する輸送拠点となる兵庫県広域防災拠点ネットワークの1つである淡路広域防災拠点施設（淡路ふれあい公園内）との連携強化を図る。

第7節 火災予防対策の推進

【危機管理部、淡路広域消防事務組合、消防団】

社会経済状況に呼応した消防力の充実と、予防の徹底による火災の未然防止、さらには、淡路広域消防事務組合南淡分署・西淡出張所の指導による予防消防講習会を積極的に行うことにより、消防力の整備・充実に努める。

第1 組織人員及び装備

本市の消防組織は、淡路広域消防事務組合南淡分署・西淡出張所及び市消防団からなる。消防活動に従事する消防団の組織、人員及び装備は、以下のとおりである。

1 南あわじ市消防団

現在、定数2,190人（59分団）の活動体制となっている。

2 今後の活動課題

- (1) 団員の確保
- (2) 災害時における自主防災組織との円滑な連携

- ※ 資料編
- 「4-1 南あわじ市消防団組織系統図」
 - 「4-2 消防力の現況」
 - 「4-3 淡路広域消防事務組合 車両と無線局配置状況」

3 整備計画

(1) 組織の確立及び事業

地震、林野火災等による大規模火災には、巨大な組織で活発な活動を展開している消防団の力は、市管内に淡路広域消防事務組合南淡分署・西淡出張所が設置されている現在も不可欠なものである。

消防行政の推進については、淡路広域消防事務組合南淡分署・西淡出張所の設置、消防団装備の近代化・水道事業に伴う消火栓の設置等により大きく進展した。一方、消防団においては、地域外勤務による昼間不在に対する団員確保が困難な分団もあり、これらの現状を踏まえ、消防行政を推進する。

① 組織の広域化

組織の広域化を行い、消防活動を円滑にする。

② 消防活動の機動化

組織の広域化と併せて、小型動力ポンプ積載車の配備を促進し、機動力強化を推進する。

③ 消防施設の整備

水源確保が困難な山間へき地を重点的に、防火水槽の設置を推進する。

ア 消火栓の増設

水道配管の改良工事等に伴い、消火栓の増設を図る。

イ 消火栓以外の消防水利の確保

消防水利については、火災の危険の大きい地区を重点的に、かつ渇水期においても有効な防火水槽を主体にして整備を図る。また、プール、井戸、河川及びため池の活用なども併せて充実し、多様な消防水利の確保を図る。

④ 自主防災組織・自衛消防組織の育成強化

自主防災組織・自衛消防組織の協力による緊急時の消防防災活動の育成強化を推進するとともに、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。

⑤ 消防出動路の整備

ア 路上工作物対策

電柱、塀等消防出動路を阻害する工作物については、交通に支障のないよう関係機関に改善及び取締りを依頼する。

イ 道路対策

狹隘部分等必要部分の拡張については、必要な措置について管理当局と折衝し、消防進入路を確保する。また、消防活動に支障をきたすおそれがある道路工事、その他これらに類する行為については、淡路広域消防事務組合火災予防条例第45条による届出に基づき、関係者に措置対策を要求し、又は迂回路を事前に考慮し、障害の排除に努める。

(2) 消防団の強化

消防団は、地域防災の主力であるため、次の施策を図る。

① 消防団員の確保、消防に関する知識・技能の修得による資質向上

ア 教育訓練

淡路広域消防事務組合の協力によって、教育訓練を実施する。

イ 訓練計画

幹部訓練、各分団の一般団員訓練等

② 年次計画の策定、消防車両・資機材・施設の計画的な整備充実

③ 消防施設等保全計画の実施

ア 毎年12月に定例的整備点検を行う。

イ 各分団は毎月2回機械、器具点検を行う。

④ 消防団の活性化の促進

ア 若手リーダーの育成、レクリエーション活動の実施等青年層の入団促進

イ 女性団員の入団促進

ウ 自主防災組織、淡路広域消防事務組合との連携強化

エ 消防団拠点施設の整備

- オ 通信体制、消防車両等の整備による機動力の強化
- カ 装備や設備の小型化、軽量化
- キ 防火衣、防火帽等安全装備の充実

第2 火災予防計画

1 建築物の火災予防

建築物の新築等にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

2 予防消防行政、立入検査

予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の向上を図る。

3 火災予防査察

予防査察は、淡路広域消防事務組合において、予防業務実施計画に基づき、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所（製造所等という。）及び多数の者が出入りし、勤務し、居住する防火対象物等に重点を置き、消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第16条の5に定める予防査察を実施する。

4 消防法令違反に対する是正指導の推進

不特定多数の人が出入りするビル等の建物で、消防用設備等の未設置等の防火安全上の消防法令違反に対し、是正指導を行うなど、危険な対象物の一掃を図る。

5 船舶の防火対策

淡路広域消防事務組合は、消防法第2条に定める舟車、船きょ若しくはふ頭に繋留された船舶の予防査察を実施し、関係者に対し消防設備の点検整備、危険物等の適正管理及び火気使用場所の整備等の業務を励行させて船舶火災の防止を図る。

6 危険物製造所等の防火対策

淡路広域消防事務組合は、消防法に定める危険物を使用する工場、給油取扱所等の施設に対して、消防法並びに危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）に基づき、次に掲げる事項を実施させる。

- (1) 位置、構造、設備（消火、警報）等を基準に適合させること
- (2) 危険物保安監督者の選任又は解任の届出
- (3) 予防規程の作成、市町村長への認可提出
- (4) 取扱、運搬、管理等について基準どおりに励行させること
- (5) 自衛消防隊を組織し、消防計画に基づく消防訓練をすること

7 少量危険物、指定可燃物の防火対策

淡路広域消防事務組合火災予防条例に基づき、技術上の基準に適合させる。

8 防火対象物の防火対策

淡路広域消防事務組合は、学校、病院、工場、事務所、興行場等の関係者（所有者、管理者及び占有者）に対し、消防用設備等（消火設備、警報設備及び避難設備）の配置及び維持と防火管理者の選任並びに届出の励行、防火管理者に対しては当該防火対象物の消防計画の作成並びに届出、同計画に基づく次の事項を実施させる。

- (1) 消火、通報及び避難訓練の実施
- (2) 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の維持管理
- (3) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

9 予防宣伝

予防消防の根本である防火意識の普及徹底について、広報活動等を通じて実施する。

市は、淡路広域消防事務組合とも十分協議を行い、市民、保育所（園）・こども園・幼稚園、小・中学校児童・生徒、施設長及び学校長に対し、火災予防運動期間に限らず、随時、災害予防意識の普及徹底を行う。

- (1) ポスターの掲示・立て看板の掲出
- (2) CATV放送、ホームページ及び市広報紙等による啓発
- (3) 予防講習会の開催
- (4) 防災訓練による普及
- (5) 住宅用火災警報器の設置

第3 防災資機材の整備

市役所、拠点避難所等防災拠点施設での防災資機材の整備を推進するとともに、地域の自主防災活動が円滑に実施できるように、自主防災組織での防災資機材の配備を支援する。

第8節 防災資機材の整備

【危機管理部】

第1 被災者用資機材

市は、県と連携して、発電機、仮設トイレ、土のう、ブルーシート等の被災者用資機材を防災拠点に備蓄する。

第2 救助資機材

1 住民が使用する資機材

住民が災害時等に使用する資機材を、自主防災組織等を対象に、きめ細かく配置するよう努める。

2 救助要員用資機材

市は、県と連携して、投光器、チェーンソー、エンジンカッター、携帯用無線通信機、発電機等の救助要員用資機材を備蓄する。

3 拠点用資機材

防災拠点の運用に必要な発電機、通信機器（防災行政無線）、台車等の拠点用資機材を備蓄する。

第9節 災害時の医療確保計画

【市民福祉部、洲本健康福祉事務所、淡路広域消防事務組合、淡路医療センター】

災害時には、医療施設や医療従事者が被害を受ける可能性もありうるので、医療施設等に対し、耐震化・不燃化の強化を図るとともに、非常時でも医師、看護師等を確保しうよう十分に配慮する。

第1 救急救助体制の整備

1 救急救助体制の整備

淡路広域消防事務組合は、災害時に重複するおそれのある救急救助要請に対応するため、救急救助体制の充実強化を図る。

消防団は、救急救助活動を効率的に実施するため、淡路広域消防事務組合より教育指導を受け、当該活動能力の向上に努める。

2 救急救助用資機材の整備

救急救助用資機材の備蓄を進め、救急指定病院等との連携のもとに、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。

救助用資機材	携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光器、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、チェーンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、その他救護活動に必要な資機材

3 住民の手による救急救助体制の育成

一刻を争う重傷患者等の手当を可能な限り行うため、住民自らも自発的に救急活動を行う体制づくりを推進するにあたって、次の事項について検討する。

- (1) 応急手当の方法等救急知識の普及啓発（普通救命講習の受講促進を図る。）
- (2) 住民、自治会、自主防災組織、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼
- (3) 負傷者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底

第2 初期医療体制の整備

災害発生直後においては、電話回線の不通・輻輳、道路交通の混雑による救急自動車の走行障害等によって、救急医療体制が十分に機能しないことが予想される。

したがって、初期医療体制に関しては、救護所の設置、「救護班」の編成、出動、活動内容等について、救護対象者数を考慮しつつ、地元医師会等と協議して計画を定めておくほか、自主防災組織による軽微な負傷者に対する応急救護や「救護班」の活動支援を可能にするための計画も定めておく。

1 救護所の設置

災害の発生、拡大の状況を見ながら、数箇所には救護所を設置する体制を整えるため、あらかじめ、現地救護所の設置予定場所としての候補地（避難所等）について、事前に検討し、調査を行っておく。救護所に詰める「救護班」の編成をあらかじめ定めておき、さらに医師会及び医療機関の協力のもと、広範な応急体制を確立する。

2 医療資機材・医薬品等の備蓄

災害発生後、緊急を要する医療資機材・医薬品等については、備蓄を推進する。また、関係機関や関連業者との協力により、医療資機材・医薬品の調達を図る。

3 協力の要請

災害が発生し、市、医師会、医療機関等によっても対応できない場合は、兵庫県、近隣市町等に協力を要請する。

第3 災害医療システムの充実

市は、県と連携し、二次保健医療圏域（淡路）における医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、初動期に迅速に対応できる体制の整備に努める。

第4 災害救急医療情報システム

県は、健康福祉部長を本部長とする保険医療調整本部を立ち上げるとともに、医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに、「救護班」の派遣や患者搬送等を指示・要請する災害救急医療情報指令センターを災害医療センター内に設置し、一次及び二次救急医療機関、災害拠点病院を含めた情報ネットワークを形成する。

第5 兵庫DMAT・災害医療コーディネーター

県は、大規模な災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム（兵庫DMAT）を組織する。

災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による「救護班」及び兵庫DMATの派遣、災害医療現場における各「救護班」に対する指導、地域医療センター等関係機関との連携による災害医療の確保を図る。

第6 住民に対する啓発

市は、研修会等を通じて、住民に対する災害医療の普及啓発に努める。

第10節 緊急輸送体制の整備

【産業建設部、兵庫国道事務所、兵庫県】

災害発生後、救助・救急・医療・消火活動等を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。

道路状況や輸送拠点等の面から災害時の緊急輸送道路を検討し、災害時における輸送活動に適した円滑で効率的な道路ネットワークを形成する。

第1 緊急輸送道路

1 陸上輸送道路

県が指定する緊急輸送道路と市が選定する緊急輸送道路については、災害発生時に万一被災した場合には、迅速な復旧に努める。

なお、道路の復旧・啓開にあたっては、救助、復旧、支援等の幹線ルートとなる県指定緊急輸送道路を優先し、市選定緊急輸送道路については、被災状況等を勘案し、順次進めていく。

(1) 県指定緊急輸送道路

市内いずれの地点で災害が発生した場合でも、被災地へ物資輸送ができるよう、その通行確保に努める。

(2) 市選定緊急輸送道路

市は、災害応急活動を円滑に実施するため、以下の条件を満たす路線を緊急輸送道路に選定する。

市は、緊急輸送道路について、平時より防災関係機関及び住民等に広く周知を図る。

- ① 他都市と本市の要所を有機的に連絡できること
- ② 正常な都市機能の早期回復に有利であること
- ③ 市内の防災関係機関の施設に接し、又はこれら施設を相互に接続する道路
- ④ 指定避難所及び物資集積・配送拠点への連絡道路

※ 資料編 「5-2 緊急輸送道路図」

2 海上輸送

海上からのアクセスとして、湊港、福良港、阿万港、阿那賀漁港、灘漁港、沼島漁港及び南あわじ市浮体式多目的公園（海釣り公園メガフロート）を緊急輸送拠点に指定する。

3 航空輸送

県その他の防災関係機関からの災害対策用物資及び人員等の空輸に備え、ヘリコプター臨時離着陸場適地を確保し、緊急時の航空輸送を確保する。

※ 資料編 「3-5 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧表」

第2 物資供給体制の整備

近畿運輸局、神戸運輸監理部、関西広域連合は、市、県、関係機関と連携して、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るための協議会を設置し、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティックスを構築する。

第11節 避難対策の充実

【危機管理部、総務企画部、教育委員会】

市は、災害時における住民の生命と身体を保護を図るため、指定緊急避難場所及び避難所をあらかじめ指定し、日頃よりその整備保全を図るほか、自治会や自主防災組織等の協力を得て、指定緊急避難場所及び避難所の周知徹底と避難所運営体制の確立に努める。

避難に関する体制整備にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生、地震災害及び地震の発生に伴い発生した津波被害等、災害が重複して発生しうることを考慮するよう努める。

自治会や自主防災組織は、緊急時に一時的に危険を回避する場所等として一時避難場所を選定する。

第1 避難場所及び避難所の種類

1 一時避難場所

地域の避難場所であり、災害時に一時的に危険を回避する場所、又は集団を形成する場所である。一時避難場所は、自治会や自主防災組織が選定する空き地やコミュニティ施設等とする。

2 指定緊急避難場所

災害時に一時的に危険を回避する場所として市が指定する避難場所であり、今後とも指定促進を図る。

3 拠点避難所〔指定避難所〕

市指定の避難所であり、災害時及び災害発生のおそれがある場合、危険地域の避難所として市が開設する場合の基本となる避難所である。避難所の開設は、災害の種類（地震、津波、風水害等）に応じて対処し、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

4 広域避難所〔指定避難所〕

拠点避難所の次に位置づける市指定の避難所である。大規模災害が発生し、拠点避難所での収容能力の限界、あるいは拠点避難所の使用が困難な場合に開設する。

5 その他緊急時に指定する避難所

災害の規模に応じて、避難所開設は行われるが、大規模災害発生時、上記避難所以外にも、市内の公共施設、あるいは民間宿泊施設等の施設管理者と相談し、避難所として指定する。

また、津波浸水想定区域内において、地域住民等が一時若しくは緊急避難・退避する施設として津波避難ビル等の指定を推進するとともに、必要に応じて福祉避難所の開設が行えるよう社会福祉施設等との協定締結等を推進する。

【指定緊急避難場所一覧】

施設名	所在地	電話	対象とする異常な現象の種類							
			洪水	がけ崩れ、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
広田地区公民館	広田広田 1057 番地 1	44-3008	○※	○	○	○	○	○	○※	
広田小学校	広田中筋 121 番地	45-0013	○	○	○	○	○	○	○	
広田中学校	広田中筋 107 番地	45-0039	○	○	○	○	○	○	○	
倭文公民館	倭文庄田 204 番地	46-0001	○	○	○	○	○	○	○	
倭文小学校	倭文庄田 250 番地	46-0009	○	○	○	○	○	○	○	
旧倭文中学校	倭文庄田 547 番地	46-0313	○	○	○	○	○	○	○	
西淡中学校	松帆古津路 577 番地 66	36-2063	○※	○	○※	○	○	○	○※	
松帆地区公民館	松帆高屋丙 100 番地 1	36-2137	○※	○	○※	○	○※	○	○※	
湊地区公民館	湊 75 番地 1	37-3028	○※	○	○※	○	○※	○	○※	
湊小学校	湊里 1502 番地 1	36-2104	○	○	○	○	○	○	○	
津井地区公民館	津井 2285 番地 4	38-0680	○	○	○	○	○	○	○	
辰美小学校	津井 2285 番地 4	37-3211	○	○	○	○	○	○	○	
丸山地区公民館	阿那賀 1348 番地	39-0210	○		○	○	○	○	○	
阿那賀地区公民館	阿那賀 25 番地	39-0011	○※		○※	○	○※	○	○※	
伊加利地区公民館	伊加利 614 番地 2	39-0567	○		○	○	○	○	○	
西淡志知公民館	志知鉦 412 番地	36-5526	○	○	○	○	○	○	○	
志知小学校	志知南 16 番地	36-3555	○	○	○	○	○	○	○	
中央公民館	市三條 880 番地	43-5038	○	○	○	○	○	○	○	
榎列公民館	榎列下幡多 802 番地	42-2393	○※	○	○	○	○	○	○※	
榎列小学校	榎列大榎列 1426 番地 1	42-2049		○	○	○	○	○		
八木地区公民館	八木鳥井 348 番地 2	42-5956	○	○	○	○	○	○	○	
八木小学校	八木大久保 590 番地 1	42-0128	○	○	○	○	○	○	○	
市地区公民館	市三條 878 番地 1	42-5957	○	○	○	○	○	○	○	
市小学校	市福永 345 番地 1	42-0114	○	○	○	○	○	○	○	

施設名	所在地	電話	対象とする異常な現象の種類							
			洪水	がけ崩れ、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
三原中学校	市十一ヶ所 14 番地 12	42-1239		○	○	○	○	○		
神代地区公民館	神代富田 1 番地 4	42-5958	○	○	○	○	○	○	○	
神代小学校	神代富田 3 番地	42-0037	○	○	○	○	○	○	○	
倭文集会所	倭文流 17 番地	42-2007	○※	○	○	○	○	○	○※	
三原志知公民館	志知佐礼尾 363 番地	42-6343	○		○	○	○	○	○	
旧三原志知小学校	志知佐礼尾 9 番地 1	42-3109	○		○	○	○	○	○	
福良地区公民館	福良甲 512 番地 2	50-3048	○※	○	○※			○	○※	
福良小学校	福良乙 1205 番地	52-0009	○	○	○	○	○	○	○	
賀集地区公民館	賀集 1053 番地	54-0331	○	○	○	○	○	○	○	
賀集小学校	賀集 1000 番地	54-0004	○	○	○	○	○	○	○	
北阿万地区公民館	北阿万筒井 1228 番地 7	55-0055	○	○	○	○	○	○	○	
北阿万小学校	北阿万新田中 217 番地	55-0064	○	○	○	○	○	○	○	
南淡中学校	潮美台 3 丁目 1 番地	52-0111	○	○	○	○	○	○	○	
潮美台地区公民館	潮美台 2 丁目 22-3	52-0430	○	○	○	○	○	○	○	
阿万地区公民館	阿万下町 423 番地 1	55-0046	○※	○	○	○	○	○	○※	
阿万小学校	阿万下町 420 番地	55-0047		○	○	○	○	○		
灘地区公民館	灘土生 1 番地 1	56-0001	○		○※			○	○	
旧灘保育所	灘土生 130 番地	56-0130	○		○	○	○	○	○	
沼島地区公民館	沼島 2368 番地 1	57-0001	○	○	○※			○	○	
沼島小学校	沼島 995 番地	57-0101	○		○	○	○※	○	○	
淡路ふれあい公園	広田広田 1473 番地 12		○	○	○	○	○	○	○	
広田梅林ふれあい公園	広田広田 1016 番地 1		○	○	○	○	○	○	○	
福良波止の浜公園	福良乙 1652 番地 1			○				○		
賀集八幡公園	賀集八幡 698 番地 1		○		○	○	○	○	○	
潮美台西公園	潮美台 1 丁目 27 番地		○	○	○	○	○	○	○	
潮美台東公園	潮美台 2 丁目 23 番地		○	○	○	○	○	○	○	

施設名	所在地	電話	対象とする異常な現象の種類							
			洪水	がけ崩れ、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
若人の広場公園	阿万塩屋町 2658 番地 7		○	○	○	○	○	○	○	
おのころコミュニティパーク	榎列下幡多 982 番地			○	○	○	○	○		
八木コミュニティパーク	八木鳥井 388 番地		○	○	○	○	○	○	○	
三原川河川公園	市善光寺 18 番地 27 地先			○				○		
三原センターパーク	市福永 549 番地 1		○	○	○	○	○	○	○	
神代コミュニティパーク	神代富田 128 番地		○	○	○	○	○	○	○	
福良三角公園	福良甲 530 番地							○		
福良八幡神社	福良甲 1331 番地		○		○	○	○	○	○	
福良原田公園	福良乙 1124 番地 1				○			○		
伊賀野公園	北阿万伊賀野 575 番地 9			○	○	○	○	○		
沼島緑地おのころ公園	沼島 753 番地 1			○				○		
三原健康広場	市青木 198 番地 5	42-5630	○	○	○	○	○	○	○	
国立淡路青少年交流の家 かんぼラジオ体操広場	阿万塩屋町 737-39		○	○	○	○	○	○	○	
国立淡路青少年交流の家 職員宿舍敷地	阿万西町 569-1		○		○	○	○	○	○	
文化体育館	北阿万筒井 1509 番地 1	50-5077	○	○	○	○	○	○	○	
平成淡路看護専門学校	広田広田 656-1		○	○	○	○	○	○	○	

※施設周辺は浸水想定区域内であるため、早めの避難や、その施設が浸水するおそれがある状況では建物の2階以上へ避難することが必要になる場合がある。また、浸水しない場所への避難をあらかじめ検討しておく必要がある。

【津波避難ビル等一覧】

施設名	所在地	電話
淡路人形浄瑠璃館	福良甲 1528 番地 1 地先	52-0260
市営福良住宅	福良丙 22 番地 1	

【指定避難所一覧】

区別	施設名	所在地	電話	面積 (㎡)		収容人数	風水害	地震
拠点避難所	広田地区公民館	広田広田 1057 番地 1	44-3008	1,768	施設	180	●	● (広域)
	広田中学校	広田中筋 107 番地	45-0039	929	体育館	300	● (広域)	●
	倭文公民館	倭文庄田 204 番地	46-0001	667	施設	60	●	●
	西淡中学校	松帆古津路 577 番地 66	36-2063	965	体育館	320	●	●
	松帆地区公民館	松帆高屋丙 100 番地 1	36-2137	1,588	施設	160	●	●
	湊地区公民館	湊 75 番地 1	37-3028	1,540	施設	150	●	●
	湊小学校	湊里 1502 番地 1	36-2104	797	体育館	260	●	●
	津井地区公民館	津井 2285 番地 4	38-0680	407	施設	40	●	●
	丸山地区公民館	阿那賀 1348 番地	39-0210	2,641	施設	530	●	●
	阿那賀地区公民館	阿那賀 25 番地	39-0011	2,440	施設	490	●	●
	伊加利地区公民館	伊加利 614 番地 2	39-0567	1,743	施設	350	●	●
	西淡志知公民館	志知鉦 412 番地	36-5526	199	施設	40	●	●
	中央公民館	市三條 880 番地	43-5038	211	施設	70	●	●
	榎列公民館	榎列下幡多 802 番地	42-2393	272	施設	90	●	●
	八木地区公民館	八木鳥井 348 番地 2	42-5956	159	施設	50	●	●
	神代地区公民館	神代富田 1 番地 4	42-5958	101	施設	40	●	●
	倭文集会所	倭文流 17 番地	42-2007	100	施設	40	●	●
	三原志知公民館	志知佐礼尾 363 番地	42-6343	349	施設	40	● (広域)	●
	福良地区公民館	福良甲 512 番地 2	50-3048	1,923	施設	190	●	● (広域)
	福良小学校	福良乙 1205 番地	52-0009	1,232	体育館	410	● (広域)	●
	賀集地区公民館	賀集 1053 番地	54-0331	1,239	施設	130	●	●
	北阿万地区公民館	北阿万筒井 1228 番地 7	55-0055	1,350	施設	140	●	●
	潮美台地区公民館	潮美台 2 丁目 22 番地 3	52-0430	134	施設	40	●	● (広域)
	南淡中学校	潮美台 3 丁目 1 番地	52-0111	1,813	体育館	600	● (広域)	●
	阿万地区公民館	阿万下町 423 番地 1	55-0046	411	施設	40	●	● (広域)
	阿万小学校	阿万下町 420 番地	55-0047	880	体育館	290	● (広域)	●
	灘地区公民館	灘土生 1 番地 1	56-0001	898	施設	90	●	● (広域)
	旧灘保育所	灘土生 130 番地	56-0130	135	施設	40	● (広域)	●
	沼島地区公民館	沼島 2368 番地 1	57-0001	1,107	施設	110	●	● (広域)
	沼島小学校	沼島 995 番地	57-0101	1,877	校舎	360	● (広域)	●
広域避難所	広田小学校	広田中筋 121 番地	45-0013	1,149	体育館	300	●	●
	倭文小学校	倭文庄田 250 番地	46-0009	794	体育館	260	●	●
	旧倭文中学校	倭文庄田 547 番地	46-0313	830	体育館	270	●	●
	志知小学校	志知南 16 番地	36-3555	480	体育館	160	●	●
	辰美小学校	津井 2285 番地 4	37-3211	854	体育館	280	●	●
	三原中学校	市十一ヶ所 14 番地 12	42-1239	1,689	体育館	560	●	●
	榎列小学校	榎列大榎列 1426 番地 1	42-2049	1,073	体育館	350	●	●
	八木小学校	八木大久保 590 番地 1	42-0128	960	体育館	320	●	●
	市小学校	市福永 345 番地 1	42-0114	1,206	体育館	400	●	●
	神代小学校	神代富田 3 番地	42-0037	1,062	体育館	350	●	●
	旧三原志知小学校	志知佐礼尾 9 番地 1	42-3109	569	体育館	180	●	●
	賀集小学校	賀集 1000 番地	54-0004	510	体育館	170	●	●
	北阿万小学校	北阿万新田中 217 番地	55-0064	973	体育館	320	●	●
	沼島中学校	沼島 992 番地	57-0012	159	校舎	50	● (広域)	● (広域)
	市地区公民館	市三條 878 番地 1	42-5957	478	施設	50	●	●

区別	施 設 名	所 在 地	電 話	面積（㎡）		収容 人数	風水害	地震
	三原健康広場	市青木 198 番地 5	42-5630	1,260	体育館	420	●	●
	働く婦人の家	市青木 198 番地 1	43-2326	72	施設	24	●	●
	文化体育館	北阿万筒井 1509 番地 1	50-5077	1,512	体育館	500	●	●

【福祉避難所一覧】

施設名	所在地	電話
特別養護老人ホーム緑風館	広田中筋 1025 番地 19	45-1718
特別養護老人ホームどんぐりの里	松帆榎田 550 番地	36-5630
特別養護老人ホーム翁寿園	八木寺内字池尻 373 番地 1	42-6006
特別養護老人ホーム太陽の家	八木養宜上 1018 番地	43-3100
特別養護老人ホームすいせんホーム	賀集野田 764 番地	53-0030
養護老人ホームさくら苑	福良丙 22 番地 4	54-0421
国立淡路青少年交流の家 宿泊棟	阿万塩屋町 757 番地 39	55-2695

第2 避難所等の指定

公民館・学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される災害に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。

また、指定避難所等については、日本産業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図るとともに、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。

1 指定緊急避難場所

(1) 指定基準

指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を津波等の災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努める。

- ① 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件）
- ② 異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）
- ③ 安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件）

(2) 広域一時避難への配慮

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(3) 留意事項

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、災害種別一般図記号を使用して、それぞれの災害に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

2 指定避難所

(1) 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

- ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件）
- ② 速やかに被災者等の受け入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）
- ④ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件）
- ⑤ 要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や相談・介助等の支援体制に十分配慮する。

(2) 指定順位

指定順位は、原則として次のとおりとし、施設管理者の同意を得た上で指定する。

- ① 公立小・中学校
- ② 公民館
- ③ その他の公共施設
- ④ その他の民間の施設（社会福祉施設等）

(3) 留意事項

- ① 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意する。そのため、指定にあたって、教育委員会及び当該学校と市（危機管理部）は十分協議し、「学校における避難所運營業務及び市への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努める。
- ② あらかじめ要配慮者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定するよう努める。
 - ・市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努めるものとする。
 - ・市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
 - ・市は、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。
 - ・市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ

直接避難することができるよう努めるものとする。

・県は、市が民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するための必要な支援を行う。

- ③ 指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ④ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等の避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努める。
- ⑤ 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ⑥ 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。また、愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。
- ⑦ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努める。
- ⑧ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ⑨ 住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- ⑩ 感染症対策について、避難所において感染症発生した場合や濃厚接触者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携を図る。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- ⑪ 指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- ⑫ 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染症禍での自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。

第3 避難所の整備

市指定の避難所は、地区の防災拠点と位置づけて各種防災施設及び防災機能の整備を図り、避難者の円滑な収容とその安全確保に努める。

1 安全確保等

- (1) 施設の耐震診断を実施し、問題のある施設については、事業計画を立て、補強あるいは建替え等の実施に努める。
- (2) 避難所及び周囲の耐震化、不燃化を図るとともに、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進する。
- (3) 特に、想定した災害以外の災害危険箇所地域内にある避難所については防災措置を充分にとり、被災した場合の代替施設もあらかじめ選定しておく。
- (4) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）計画的な整備の推進を図る。
- (5) 避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (6) 過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。
- (7) 平常時から、井戸の整備をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討し、準備しておく。

2 避難者の迅速な収容と滞在援助

- (1) 適切な照明の整備
- (2) 医療救護の予定地とすること
- (3) 災害時に派遣すべき職員の指名等
- (4) 給水施設の整備
- (5) トイレ、換気、夏の暑さや冬の寒さ対策等生活環境設備の整備
- (6) 情報通信機器の整備
- (7) バリアフリーへの対応等要配慮者への配慮
- (8) 男女共同参画の視点による整備、運営
- (9) その他ライフライン関係設備の整備及び耐震化

第4 避難所運営体制の整備

避難所運営にあたり、各避難所の責任者は、施設管理者、自治会、自主防災組織、ボランティア及び事業所防災組織等と協力し、避難所の管理・運営に努める。

また、避難所開設期間が7日を超えることも想定し避難所管理・運営体制を整備するとともに、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにしておく。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶

による孤立が続くと見込まれる等の場合は、あらかじめ指定避難所に指定していたとしても原則として開設しない。

1 避難所運営マニュアルの整備

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が作成した「避難所管理運営指針（平成25年版）」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者その他の関係機関等とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

2 避難所運営知識の普及

平常時において自主防災組織や住民に対し、災害時における避難所の管理・運営のための必要な知識等の普及に努める。

3 避難所機能・施設の充実

各拠点避難所において、備蓄機能、情報通信機能、救護所機能及び炊き出し機能の確保を検討するとともに、プール、受水槽等により生活用水の確保を図る。

また、避難所となる施設については、高齢者及び障がい者等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努める。

4 避難所運営組織の育成

- (1) 自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。
- (2) 自主防災組織等は、地域の居住者、要配慮者に関する情報を把握するよう努める。
- (3) 災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について、あらかじめ協議しておく。

5 避難所開設・運営訓練

避難所管理者、地域の防災組織等が連携した避難所開設・運営訓練を実施しておく。

6 感染症に対応した適切な避難所運営

- (1) 市は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、感染症に対応した避難所運営等を円滑に行えるよう、避難方法などの住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資・資機材、要員の配備や役割分担・手順を確認するなど、必要な準備を整えておくとともに、避難所管理運営マニュアルに感染症への対応を適宜反映する。
- (2) 県の保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第5 避難誘導体制の確立

- (1) 自治会、自主防災組織ごとの避難誘導計画の作成を支援するとともに、地域の実情に応じた訓練を指導する。
- (2) 市民福祉部は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に係る避難誘導及び避難支援体制の整備に努める。
- (3) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、あらかじめ決めておいた安全な避難場所、若しくは市が指定した指定緊急避難場所へ移動する。避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

第6 避難所等の周知

災害時に迅速に避難ができるよう避難所等について、次の方法により住民への周知を行う。

- (1) ホームページ、広報紙、CATV等で広報する。
- (2) 避難所等を記したハザードマップなどを作成し、各戸に配布する。
- (3) 自主防災組織、自治会の訓練や市防災訓練等において、周知を図る。
- (4) 避難所付近に避難所の名称、方向等を示した誘導標識の設置を検討する。
- (5) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

第7 広域避難及び広域一時滞在の体制の整備

市は、避難所を指定する際に併せて、広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ定めておく。

指定避難所が、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るように努める。

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

県、市は、県外への広域避難又は広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体制の活用等も検討するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

防災関係機関は、被災住民のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放

送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、被災住民に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第8 避難指示等発令判断

躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、避難指示等を行う際に、県や国の他、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第9 ハザードマップの活用推進

広く住民に災害やその危険性をイメージできるよう、洪水浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、津波浸水想定区域、ため池浸水想定区域等を掲載したハザードマップを作成・配布し、ホームページ等も活用して、的確な避難行動に役立てるよう推進する。

【洪水浸水想定区域を含む地域】

水 系	地 区
三原川水系	倭文長田、倭文庄田、倭文土井、松帆全域（宝明寺以外）、湊全域（登立以外）、志知口、志知飯山寺、志知南、志知北、志知志知、志知鉦、榎列全域、八木馬回、八木入田、八木養宜中、八木養宜上、八木鳥井、八木新庄、八木野原、八木徳野、市十一ヶ所、市徳長、市新、神代南所、神代城家、倭文流、倭文委文、倭文高、三原志知全域、賀集鍛冶屋、賀集賀集、賀集八幡西、賀集八幡南、賀集八幡中、賀集八幡北、賀集立川瀬、北阿万筒井
本庄川・塩屋川水系	阿万上町、阿万下町、阿万佐野、阿万中西、阿万吹上町、阿万西町、阿万東町、北阿万伊賀野
洲本川水系	山添、川向、広田上、中田、大丸、市場、不藤、広田南、中筋、県住緑広田
津井川水系	津井本村、津井西本村、伊加利本村、伊加利下所、伊加利仲野

※ 区域については、県により水防法第14条に基づき指定されている。

【土砂災害（特別）警戒区域一覧表】※「●」は、土砂災害特別警戒区域を示す。

（急傾斜地の崩壊）

指定の区域	箇所番号	区域名
中条中筋	●125010001	中条中筋Ⅰ
倭文安住寺	●125010002	倭文神道(1)Ⅱ
倭文神道	125010003	倭文神道(3)Ⅱ
倭文安住寺	●125010004	倭文安住寺Ⅱ
倭文庄田	125010005	倭文庄田(2)Ⅱ
倭文庄田	●125010006	倭文庄田(3)Ⅱ
倭文庄田	125010007	倭文庄田(4)Ⅱ
倭文土井	●125010008	倭文庄田(5)Ⅱ
倭文土井	125010009	倭文土井(1)Ⅱ
倭文土井	●125010010	倭文土井(2)Ⅱ
倭文土井	●125010011	倭文土井(3)Ⅱ
倭文土井	125010012	倭文土井(4)Ⅱ
倭文土井	●125010013	倭文土井(5)Ⅱ
倭文土井	125010014	倭文土井(6)Ⅱ
倭文土井	●125010015	倭文土井(7)Ⅱ
倭文土井	●125010016	倭文土井(8)Ⅱ
倭文長田	125010017	倭文長田(1)Ⅱ
倭文長田	●125010018	倭文長田(2)Ⅱ
倭文長田	125010019	倭文長田(3)Ⅱ
倭文長田	●125010020	倭文長田(4)Ⅱ
倭文長田	●125010021	倭文長田(5)Ⅱ
倭文長田	●125010022	倭文長田(6)Ⅱ
広田広田	●125010023	倭文長田(7)Ⅱ
広田広田	●125010024	広田広田Ⅱ
中条中筋	●125010025	中条広田(1)Ⅱ
中条中筋	●125010026	中条広田(2)Ⅱ
中条中筋	●125010027	中条中筋(1)Ⅱ
中条中筋	●125010028	中条中筋(2)Ⅱ
中条中筋	●125010029	中条中筋(3)Ⅱ
倭文土井	●125010030	倭文土井Ⅲ
倭文長田	125010031	倭文長田Ⅲ
広田広田	●125010032	広田広田(1)Ⅲ
広田広田	●125010033	広田広田(2)Ⅲ
中条中筋	●125010034	中条広田(1)Ⅲ

指定の区域	箇所番号	区域名
中条中筋	●125010035	中条広田(2)Ⅲ
中条広田	●125010036	中条広田(3)Ⅲ
中条中筋	●125010037	中条中筋Ⅲ
山添	●125010038	山添(1)
志知口	125020001	志知口Ⅰ
津井	125020002	津井Ⅰ
津井	●125020003	本村Ⅰ
津井	●125020004	西本村Ⅰ
津井	●125020005	西本村(2)Ⅰ
伊加利	●125020006	伊加利山口Ⅰ
伊加利	●125020007	湯ノ河(1)Ⅰ
阿那賀志知川	●125020008	志知川Ⅰ
阿那賀	125020009	阿那賀Ⅰ
阿那賀	●125020010	小磯Ⅰ
阿那賀	●125020011	小木場Ⅰ
阿那賀	●125020012	木場(1)Ⅰ
阿那賀	●125020013	木場(2)Ⅰ
阿那賀	●125020014	北栄(2)Ⅰ
阿那賀	●125020015	北栄(3)Ⅰ
阿那賀	●125020016	南Ⅰ
阿那賀	●125020017	北栄(1)(1)Ⅰ
阿那賀	●125020018	北栄(4)Ⅰ
阿那賀	●125020019	伊毘(2)Ⅰ
阿那賀	●125020020	伊毘Ⅰ
阿那賀	●125020021	伊毘(3)Ⅰ
阿那賀	●125020022	伊毘(4)Ⅰ
阿那賀	●125020023	北栄(1)(2)Ⅰ
松帆櫟田	●125020024	松帆櫟田Ⅱ
松帆西路	125020025	松帆西路Ⅱ
志知口	●125020026	志知飯山寺Ⅱ
志知奥	●125020027	志知奥(1)Ⅱ
志知奥	●125020028	志知奥(2)Ⅱ
志知飯山寺	●125020029	志知Ⅱ
津井	●125020030	津井中央Ⅱ

指定の区域	箇所番号	区域名
津井	●125020031	本村Ⅱ
津井	●125020032	西本村(1)Ⅱ
津井	●125020033	西本村(2)Ⅱ
津井	●125020034	西本村(3)Ⅱ
伊加利	●125020035	伊加利仲野(1)Ⅱ
伊加利	●125020036	伊加利仲野(2)Ⅱ
伊加利	●125020037	伊加利仲野(3)Ⅱ
伊加利	●125020038	伊加利仲野(4)Ⅱ
伊加利	●125020039	伊加利仲野(5)Ⅱ
伊加利	●125020040	伊加利仲野(6)Ⅱ
伊加利	●125020041	大唐原Ⅱ
伊加利	●125020042	伊加利本村(1)Ⅱ
伊加利	●125020043	伊加利本村(2)Ⅱ
伊加利	●125020044	伊加利山口(1)Ⅱ
伊加利	●125020045	伊加利山口(2)Ⅱ
伊加利	●125020046	伊加利山口(3)Ⅱ
伊加利	●125020047	伊加利山口(4)Ⅱ
伊加利	●125020048	伊加利山口(5)Ⅱ
伊加利	●125020049	湯ノ河(2)Ⅱ
阿那賀西路	●125020050	阿那賀西路(1)Ⅱ
阿那賀西路	●125020051	阿那賀西路(2)Ⅱ
阿那賀西路	●125020052	阿那賀西路(3)Ⅱ
阿那賀	●125020053	阿那賀Ⅱ
阿那賀	●125020054	北栄(1)Ⅱ
阿那賀	●125020055	北栄(2)Ⅱ
阿那賀	●125020056	北栄(3)Ⅱ
阿那賀	●125020057	伊毘(1)Ⅱ
阿那賀	●125020058	伊毘(2)Ⅱ
志知飯山寺	125020059	志知南Ⅲ
志知口	●125020060	志知口Ⅲ
志知奥	●125020061	志知奥(1)Ⅲ
志知奥	●125020062	志知奥(2)Ⅲ
志知飯山寺	●125020063	志知(1)Ⅲ
志知飯山寺	125020064	志知(2)Ⅲ
津井	●125020065	西本村(1)Ⅲ
津井	●125020066	西本村(2)Ⅲ

指定の区域	箇所番号	区域名
伊加利	●125020067	大唐原Ⅲ
伊加利	●125020068	伊加利山口(1)Ⅲ
伊加利	●125020069	伊加利山口(2)Ⅲ
津井	●125020070	津井Ⅲ
阿那賀	●125020071	阿那賀(1)Ⅲ
阿那賀	●125020072	北栄(1)Ⅲ
阿那賀	●125020073	阿那賀南Ⅲ
阿那賀	●125020074	北栄(2)Ⅲ
阿那賀	●125020075	阿那賀(2)Ⅲ
阿那賀	●125020076	北栄(3)Ⅲ
阿那賀	●125020077	北栄(4)Ⅲ
阿那賀	●125020078	阿那賀(3)Ⅲ
阿那賀	●125020079	阿那賀(4)Ⅲ
阿那賀	●125020080	伊毘(5)
榎列松田	●125030001	掃守(1)Ⅰ
志知佐礼尾	●125030002	佐礼尾(4)Ⅰ
志知佐礼尾	125030003	佐礼尾(1)Ⅰ
志知佐礼尾	●125030004	佐礼尾(2)Ⅰ
志知中島	●125030005	佐礼尾(3)Ⅰ
倭文委文	125030006	委文Ⅱ
榎列掃守	●125030007	掃守(2)Ⅱ
榎列上幡多	●125030008	山所Ⅱ
志知佐礼尾	●125030009	佐礼尾(1)Ⅱ
志知佐礼尾	●125030010	佐礼尾(2)Ⅱ
志知佐礼尾	125030011	佐礼尾(3)Ⅱ
八木馬廻	●125030012	天野馬廻(1)Ⅱ
八木馬廻	●125030013	天野馬廻(2)Ⅱ
八木馬廻	125030014	天野馬廻(3)Ⅱ
八木馬廻	●125030015	天野馬廻(4)Ⅱ
神代國衙	●125030016	國衙Ⅱ
神代浦壁	125030017	浦壁Ⅱ
榎列上幡多	●125030018	山所Ⅲ
志知佐礼尾	●125030019	中島(1)Ⅲ
志知中島	●125030020	中島(2)Ⅲ
八木大久保	●125030021	天野馬廻(1)Ⅲ
八木大久保	125030022	天野馬廻(2)Ⅲ

指定の区域	箇所番号	区域名
神代國衙	●125030023	國衙Ⅲ
神代浦壁	●125030024	浦壁(1)Ⅲ
神代浦壁	125030025	浦壁(2)Ⅲ
神代浦壁	●125030026	浦壁(3)Ⅲ
神代浦壁	●125030027	浦壁(4)Ⅲ
神代浦壁	125030028	浦壁(6)Ⅲ
神代國衙	●125030029	國衙
賀集八幡南	●125040001	八幡南Ⅰ
賀集八幡	●125040002	八幡西Ⅰ
賀集野田	125040003	牛内(3)Ⅰ
賀集八幡	●125040004	八幡西(1)Ⅱ
賀集八幡	●125040005	八幡西(2)Ⅱ
賀集八幡	●125040006	八幡西(3)Ⅱ
賀集鍛冶屋	●125040007	鍛冶屋(1)Ⅱ
賀集鍛冶屋	●125040008	鍛冶屋(3)Ⅱ
賀集鍛冶屋	●125040009	鍛冶屋(4)Ⅱ
賀集鍛冶屋	●125040010	鍛冶屋(5)Ⅱ
賀集鍛冶屋	●125040011	鍛冶屋(6)Ⅱ
賀集野田	●125040012	野田Ⅱ
賀集野田	125040013	牛内(1)Ⅱ
賀集牛内	●125040014	牛内(2)Ⅱ
賀集長原	●125040015	牛内(3)Ⅱ
賀集福井	●125040016	福井北Ⅱ
賀集福井	●125040017	福井(1)Ⅱ
賀集福井	●125040018	福井(2)Ⅱ
賀集生子	●125040019	生子(1)Ⅱ
賀集生子	●125040020	生子(2)Ⅱ
賀集生子	●125040021	生子(3)Ⅱ
賀集生子	●125040022	生子(4)Ⅱ
賀集八幡	●125040023	八幡西Ⅲ
賀集鍛冶屋	●125040024	鍛冶屋Ⅲ
賀集野田	125040025	野田(1)Ⅲ
賀集野田	●125040026	野田(2)Ⅲ
賀集野田	●125040027	福井北Ⅲ
賀集牛内	●125040028	牛内(1)Ⅲ
賀集牛内	●125040029	牛内(2)Ⅲ

指定の区域	箇所番号	区域名
賀集牛内	●125040030	牛内(3)Ⅲ
賀集福井	●125040031	福井Ⅲ
賀集福井	●125040032	内原(1)Ⅲ
賀集生子	●125040033	内原(2)Ⅲ
賀集生子	●125040034	内原(3)Ⅲ
賀集牛内	●125040035	牛内(4)Ⅲ
賀集生子	●125040036	生子Ⅲ
福良	●125040037	八幡西(2)Ⅰ
福良	●125040038	八幡西(3)Ⅰ
福良	●125040039	八幡西(4)Ⅰ
福良	●125040040	東本町(5)Ⅰ
福良	●125040041	東本町(3)Ⅰ
福良	●125040042	東本町(1)Ⅰ
福良	●125040043	東本町(2)Ⅰ
福良	125040044	東本町(4)Ⅰ
福良	125040045	福良新道(2)Ⅰ
福良	125040046	福良新道Ⅰ
福良	●125040047	福良東一丁目Ⅰ
福良	●125040048	福良本町(1)Ⅰ
福良	●125040049	福良本町(2)Ⅰ
福良	●125040050	北納屋町(1)Ⅰ
福良	●125040051	北納屋町(3)Ⅰ
福良	●125040052	北納屋町(2)Ⅰ
福良	●125040053	福良原田Ⅰ
福良	●125040054	福良原田(2)Ⅰ
福良	●125040055	原田Ⅰ
福良	125040056	谷川(1)Ⅰ
福良	●125040057	谷川(3)Ⅰ
福良	125040058	浜(1)Ⅰ
福良	●125040059	浜(2)Ⅰ
福良	●125040060	東十軒家Ⅰ
福良	●125040061	仁尾(8)Ⅰ
福良	●125040062	仁尾(3)Ⅰ
福良	125040063	仁尾(5)Ⅰ
福良	●125040064	仁尾(4)Ⅰ
福良	●125040065	仁尾(2)Ⅰ

指定の区域	箇所番号	区域名
福良	●125040066	仁尾(1)Ⅰ
福良	●125040067	仁尾(9)Ⅰ
福良	●125040068	仁尾(6)Ⅰ
福良	●125040069	仁尾(7)Ⅰ
福良	●125040070	仁尾(10)Ⅰ
福良	●125040071	仁尾(11)Ⅰ
福良	●125040072	西谷Ⅰ
福良	●125040073	向谷(3)Ⅰ
福良	●125040074	向谷(2)Ⅰ
福良	●125040075	向谷(1)Ⅰ
福良	●125040076	向谷(4)Ⅰ
福良	●125040077	東本町(1)Ⅱ
福良	●125040078	東本町(2)Ⅱ
福良	●125040079	東本町(3)Ⅱ
福良	●125040080	北納屋町(1)Ⅱ
福良	●125040081	北納屋町(2)Ⅱ
福良	●125040082	北納屋町(3)Ⅱ
福良	●125040083	東十軒家(1)Ⅱ
福良	●125040084	仁尾(1)Ⅱ
福良	●125040085	仁尾(2)Ⅱ
福良	●125040086	仁尾(3)Ⅱ
福良	●125040087	仁尾(4)Ⅱ
福良	●125040088	仁尾(5)Ⅱ
福良	●125040089	仁尾(6)Ⅱ
福良	●125040090	仁尾(7)Ⅱ
福良	●125040091	東十軒家(2)Ⅱ
福良	●125040092	仁尾(8)Ⅱ
福良	●125040093	仁尾(9)Ⅱ
福良	●125040094	刈藻(1)Ⅱ
福良	●125040095	刈藻(2)Ⅱ
福良	●125040096	刈藻(3)Ⅱ
福良	●125040097	坂本Ⅱ
福良	●125040098	刈藻(4)Ⅱ
福良	●125040099	刈藻(5)Ⅱ
福良	●125040100	刈藻(6)Ⅱ
福良	●125040101	刈藻(7)Ⅱ

指定の区域	箇所番号	区域名
福良	●125040102	刈藻(8)Ⅱ
福良	●125040103	刈藻(9)Ⅱ
福良	●125040104	鳥取(1)Ⅱ
福良	●125040105	鳥取(2)Ⅱ
福良	●125040106	向谷(1)Ⅱ
福良	●125040107	向谷(2)Ⅱ
福良	●125040108	向谷(3)Ⅱ
福良	●125040109	東本町(1)Ⅲ
福良	125040110	東本町(2)Ⅲ
福良	●125040111	東本町(3)Ⅲ
福良	●125040112	仁尾(1)Ⅲ
福良	●125040113	仁尾(2)Ⅲ
福良	●125040114	仁尾(3)Ⅲ
福良	●125040115	うずしお台(1)Ⅲ
福良	●125040116	東十軒家Ⅲ
福良	125040117	うずしお台(2)Ⅲ
福良	●125040118	刈藻Ⅲ
福良	●125040119	向谷(1)Ⅲ
福良	●125040120	向谷(2)Ⅲ
福良	●125040121	向谷(3)Ⅲ
北阿万筒井	●125040122	潮美台Ⅰ
北阿万筒井	●125040123	潮美台(1)Ⅲ
北阿万筒井	●125040124	潮美台(2)Ⅲ
北阿万新田北	●125040125	稲田南Ⅰ
北阿万伊賀野	●125040126	伊賀野Ⅰ
北阿万筒井	●125040127	筒井Ⅱ
賀集生子	●125040128	稲田南Ⅱ
北阿万伊賀野	●125040129	伊賀野Ⅱ
阿万佐野	125040130	佐野Ⅱ
北阿万筒井	●125040131	筒井(1)Ⅲ
北阿万筒井	●125040132	筒井(2)Ⅲ
北阿万新田北	●125040133	稲田南Ⅲ
阿万佐野	●125040134	阿万塩屋(2)Ⅰ
阿万佐野	●125040135	阿万塩屋(3)Ⅰ
阿万佐野	●125040136	阿万塩屋(4)Ⅰ
阿万吹上町	●125040137	阿万田尻(1)Ⅰ

指定の区域	箇所番号	区域名
阿万吹上町	125040138	阿万田尻(2)Ⅰ
阿万吹上町	125040139	吹上町Ⅰ
阿万塩屋町	125040140	阿万塩屋Ⅰ
阿万上町	●125040141	上町Ⅰ
阿万上町	●125040142	下町Ⅰ
阿万上町	●125040143	阿万上町Ⅰ
阿万中西	●125040144	阿万中西Ⅰ
阿万西町	●125040145	阿万新川(1)Ⅰ
阿万西町	125040146	阿万新川(2)Ⅰ
阿万西町	125040147	阿万西町Ⅰ
阿万東町	●125040148	阿万東町(2)Ⅰ
阿万丸田	●125040149	阿万丸田Ⅰ
阿万東町	125040150	阿万東町(4)Ⅰ
阿万丸田	●125040151	丸田Ⅰ
阿万東町	125040152	阿万東町Ⅰ
阿万東町	125040153	阿万東町(3)Ⅰ
阿万東町	●125040154	阿万東町(5)Ⅰ
阿万佐野	●125040155	阿万塩屋(1)Ⅱ
阿万佐野	●125040156	阿万塩屋(2)Ⅱ
阿万佐野	●125040157	阿万塩屋(3)Ⅱ
阿万吹上町	●125040158	阿万塩屋(4)Ⅱ
阿万吹上町	●125040159	阿万吹上町(1)Ⅱ
阿万吹上町	125040160	阿万吹上町(2)Ⅱ
阿万塩屋町	125040161	阿万塩屋(5)Ⅱ
阿万上町	●125040162	阿万上町(1)Ⅱ
阿万上町	125040163	阿万上町(2)Ⅱ
阿万上町	●125040164	阿万上町(3)Ⅱ
阿万上町	●125040165	阿万上町(4)Ⅱ
阿万下町	●125040166	阿万上町(5)Ⅱ
阿万上町	●125040167	阿万上町(6)Ⅱ
阿万上町	●125040168	阿万上町(7)Ⅱ
阿万上町	●125040169	阿万上町(8)Ⅱ
阿万上町	●125040170	阿万上町(9)Ⅱ
阿万上町	●125040171	阿万上町(10)Ⅱ
阿万上町	●125040172	阿万上町(11)Ⅱ
阿万下町	●125040173	阿万新川Ⅱ

指定の区域	箇所番号	区域名
阿万東町	●125040174	阿万東町(1)Ⅱ
阿万東町	●125040175	阿万東町(2)Ⅱ
阿万丸田	●125040176	阿万丸田Ⅱ
阿万東町	●125040177	阿万東町(3)Ⅱ
阿万東町	●125040178	阿万東町(4)Ⅱ
阿万東町	●125040179	阿万東町(5)Ⅱ
阿万東町	●125040180	阿万東町(6)Ⅱ
阿万東町	●125040181	阿万東町(7)Ⅱ
阿万東町	●125040182	阿万東町(8)Ⅱ
阿万東町	●125040183	阿万東町(9)Ⅱ
阿万東町	●125040184	阿万東町(10)Ⅱ
阿万東町	●125040185	阿万東町(11)Ⅱ
阿万東町	●125040186	阿万東町(12)Ⅱ
阿万東町	●125040187	阿万東町(13)Ⅱ
阿万東町	●125040188	阿万東町(14)Ⅱ
阿万東町	●125040189	阿万東町(15)Ⅱ
阿万佐野	●125040190	阿万塩屋(1)Ⅲ
阿万吹上町	●125040191	阿万塩屋(2)Ⅲ
阿万吹上町	●125040192	吹上町Ⅲ
阿万吹上町	●125040193	阿万塩屋(3)Ⅲ
阿万上町	●125040194	阿万上町(1)Ⅲ
阿万上町	●125040195	阿万上町(2)Ⅲ
阿万上町	●125040196	阿万上町(3)Ⅲ
阿万上町	●125040197	阿万上町(4)Ⅲ
阿万上町	●125040198	阿万上町(5)Ⅲ
阿万上町	125040199	阿万上町(6)Ⅲ
阿万上町	●125040200	阿万上町(7)Ⅲ
阿万上町	●125040201	阿万上町(8)Ⅲ
阿万上町	●125040202	阿万上町(9)Ⅲ
阿万上町	●125040203	阿万上町(10)Ⅲ
阿万上町	●125040204	阿万上町(11)Ⅲ
阿万上町	●125040205	阿万上町(12)Ⅲ
阿万上町	125040206	阿万上町(14)Ⅲ
阿万中西	●125040207	阿万中西Ⅲ
阿万東町	125040208	阿万東町(1)Ⅲ
阿万東町	●125040209	阿万東町(2)Ⅲ

指定の区域	箇所番号	区域名
阿万東町	●125040210	阿万東町(3)Ⅲ
阿万東町	●125040211	阿万東町(4)Ⅲ
阿万東町	●125040212	阿万東町(5)Ⅲ
阿万東町	125040213	阿万東町(6)Ⅲ
阿万東町	●125040214	阿万東町(7)Ⅲ
阿万東町	●125040215	阿万東町(8)Ⅲ
阿万吹上町	125040216	阿万東町(9)Ⅲ
灘仁頃	●125040217	灘仁頃Ⅰ
灘仁頃	●125040218	灘仁頃(2)Ⅰ
灘地野	●125040219	灘地野(1)Ⅰ
灘地野	●125040220	灘地野(2)Ⅰ
灘土生	●125040221	大川Ⅰ
灘土生	●125040222	土生(2)Ⅰ
灘土生	●125040223	土生Ⅰ
灘土生	125040224	土生(3)Ⅰ
灘円実	●125040225	円実Ⅰ
灘払川	●125040226	油谷Ⅰ
灘油谷	125040227	油谷(2)Ⅰ
灘払川	●125040228	油谷(3)Ⅰ
灘城方	125040229	灘城方Ⅰ
灘山本	●125040230	山本Ⅰ
灘山本	●125040231	灘山本(2)Ⅰ
灘山本	●125040232	灘山本Ⅰ
灘吉野	●125040233	吉野Ⅰ
灘吉野	●125040234	吉野(2)Ⅰ
灘惣川	●125040235	灘惣川(1)Ⅰ
灘惣川	125040236	灘惣川(2)Ⅰ
灘黒岩	●125040237	黒岩Ⅰ
灘黒岩	●125040238	黒岩(2)Ⅰ
灘黒岩	125040239	黒岩(3)Ⅰ
灘黒岩	●125040240	灘倉川Ⅰ
灘白崎	●125040241	白崎(2)Ⅰ
灘白崎	●125040242	白崎(3)Ⅰ
灘白崎	125040243	白崎Ⅰ
灘来川	●125040244	来川Ⅰ
灘来川	125040245	来川(2)Ⅰ

指定の区域	箇所番号	区域名
灘大川	●125040246	灘地野Ⅱ
灘土生	●125040247	灘大川(1)Ⅱ
灘土生	●125040248	灘大川(2)Ⅱ
灘土生	●125040249	灘大川(3)Ⅱ
灘円実	●125040250	土生Ⅱ
灘払川	●125040251	灘払川(1)Ⅱ
灘払川	●125040252	灘払川(2)Ⅱ
灘払川	125040253	灘払川(3)Ⅱ
灘払川	●125040254	払川Ⅱ
灘払川	●125040255	灘払川(4)Ⅱ
灘払川	●125040256	灘払川(5)Ⅱ
灘払川	125040257	油谷Ⅱ
灘城方	●125040258	灘城方Ⅱ
灘城方	●125040259	灘山本(1)Ⅱ
灘山本	125040260	灘山本(2)Ⅱ
灘吉野	125040261	灘吉野(1)Ⅱ
灘吉野	●125040262	灘吉野(2)Ⅱ
灘吉野	●125040263	灘吉野(3)Ⅱ
灘惣川	●125040264	灘惣川(1)Ⅱ
灘惣川	125040265	灘惣川(2)Ⅱ
灘黒岩	●125040266	灘黒岩(1)Ⅱ
灘黒岩	●125040267	灘黒岩(2)Ⅱ
灘白崎	●125040268	灘白崎Ⅱ
灘来川	●125040269	来川Ⅱ
灘土生	125040270	灘大川Ⅲ
灘山本	●125040271	灘山本Ⅲ
灘吉野	●125040272	灘吉野Ⅲ
沼島	125040273	泊Ⅰ
沼島	125040274	沼島(3)Ⅰ
沼島	●125040275	沼島(2)Ⅰ
沼島	●125040276	沼島(4)Ⅰ
沼島	●125040277	岡ノ坂Ⅰ
沼島	125040278	沼島Ⅰ
沼島	●125040279	奥小路Ⅰ
沼島	●125040280	小水ノ浦Ⅰ
沼島	●125040281	中Ⅰ

指定の区域	箇所番号	区域名
賀集	125040282	八幡西Ⅰ-2
福良	125040283	福良東一丁目Ⅰ-2
沼島	125040284	沼島(2)Ⅰ-2
沼島	125040285	岡ノ坂Ⅰ-2
沼島	125040286	奥小路Ⅰ-2

(土石流)

指定の区域	箇所番号	区域名
倭文長田	225010001	大池向谷Ⅰ
中条徳原	225010002	徳原大谷Ⅰ
広田広田	225010003	川向Ⅰ
山添	●225010004	三宅川右支Ⅰ
倭文土井	225010005	土井東谷Ⅱ
倭文土井	225010006	土井中谷Ⅱ
倭文土井	225010007	土井南谷Ⅱ
倭文土井	225010008	土井谷Ⅱ
倭文長田	●225010009	大池向西谷Ⅱ
中条徳原	●225010010	徳原大谷Ⅱ
中条中筋	●225010011	初野川Ⅱ
中条中筋	●225010012	針ノ木東谷Ⅱ
中条広田	●225010013	除川左支溪Ⅱ
中条広田	225010014	除川Ⅱ
山添	●225010015	三宅川Ⅱ
松帆櫟田	225020001	櫟田谷Ⅰ
志知奥	●225020002	志知口西谷Ⅰ
志知南	●225020003	志知南谷Ⅰ
志知北	225020004	志知北水路Ⅰ
松帆西路	225020005	西路大池谷Ⅰ
湊	●225020006	開発南谷Ⅰ
伊加利	225020007	本村南谷Ⅰ
伊加利	225020008	本村中谷Ⅰ
伊加利	225020009	本村北谷Ⅰ
津井	225020010	河口川Ⅰ
阿那賀志知川	●225020011	善太郎川Ⅰ
阿那賀	225020012	小木場Ⅰ
阿那賀	225020013	北川Ⅰ

指定の区域	箇所番号	区域名
沼島	125040287	小水ノ浦Ⅰ-2
阿万東町	125040288	阿万東町(2)Ⅰ-2
灘仁頃	125040289	灘仁頃Ⅰ-2
灘仁頃	125040290	灘仁頃(2)Ⅰ-2

指定の区域	箇所番号	区域名
志知奥	●225020014	間河瀬池谷Ⅱ
志知奥	●225020015	釜池谷Ⅱ
志知口	225020016	志知口南谷Ⅱ
志知口	225020017	志知口東谷Ⅱ
志知口	225020018	志知口中谷Ⅱ
志知南	●225020019	飯山寺谷Ⅱ
志知南	●225020020	片山池谷Ⅱ
湊	●225020021	開発北谷Ⅱ
湊	●225020022	杉谷川Ⅱ
伊加利	●225020023	比丘尼池谷Ⅱ
伊加利	225020024	湯の川谷Ⅱ
伊加利	225020025	山口谷Ⅱ
伊加利	225020026	別所北谷Ⅱ
伊加利	225020027	仲野谷川Ⅱ
津井	225020028	西本村Ⅱ
阿那賀西路	225020029	西路北谷(1)Ⅱ
阿那賀西路	●225020030	西路北谷(2)Ⅱ
阿那賀志知川	225020031	志知川(1)Ⅱ
阿那賀志知川	225020032	志知川(2)Ⅱ
阿那賀	225020033	二又池川Ⅱ
八木養宜上	225030001	長池下谷Ⅰ
志知中島	225030002	中島下Ⅰ
志知佐礼尾	225030003	佐礼尾川Ⅰ
八木馬回	225030004	馬廻Ⅱ
神代浦壁	●225030005	赤井谷池Ⅱ
神代浦壁	●225030006	浦壁谷Ⅱ
賀集八幡	●225040001	八幡西川Ⅰ
賀集八幡南	225040002	八幡南川Ⅰ

指定の区域	箇所番号	区域名	指定の区域	箇所番号	区域名
賀集八幡南	22500003	八幡中川Ⅰ	阿万東町	●225040039	東町北谷Ⅱ
賀集八幡中	225040004	八幡北川Ⅰ	阿万東町	225040040	鴨路川左支Ⅱ
賀集八幡北	225040005	八幡北Ⅰ	阿万東町	225040041	東町南谷Ⅱ
賀集鍛冶屋	225040006	鍛冶屋西谷Ⅱ	阿万丸田	●225040042	丸田川Ⅱ
賀集鍛冶屋	225040007	鹿ノ子谷Ⅱ	灘黒岩	225040043	黒岩川Ⅰ
賀集鍛冶屋	●225040008	鍛冶屋北谷Ⅱ	灘白崎	225040044	西谷川Ⅰ
賀集牛内	225040009	牛内谷Ⅱ	灘来川	225040045	来川Ⅰ
賀集長原	225040010	賀集内原Ⅱ	灘土生	●225040046	大川左支溪Ⅱ
福良	225040011	西ノ谷川Ⅰ	灘弘川	●225040047	油谷Ⅱ
福良	225040012	鳩谷川Ⅰ	灘山本	225040048	長田川Ⅱ
福良	●225040013	原田西谷Ⅰ	灘黒岩	●225040049	姫野郷川Ⅱ
福良	225040014	原田北谷Ⅰ	沼島	225040050	沼島Ⅰ
福良	225040015	原田中谷Ⅰ	沼島	225040051	黒崎川Ⅰ
福良	225040016	原田南谷Ⅰ	沼島	225040052	上立川Ⅰ
福良	225040017	向谷川右支溪Ⅰ			
福良	225040018	向谷川Ⅰ			
福良	225040019	奥向谷西谷Ⅰ			
福良	225040020	奥向谷東谷Ⅰ			
福良	●225040021	向谷北谷Ⅰ			
福良	225040022	向谷南谷Ⅰ			
阿万佐野	●225040023	寺岡Ⅰ			
福良	225040024	十軒屋西谷Ⅱ			
福良	225040025	十軒屋東谷Ⅱ			
福良	●225040026	原田川左支Ⅱ			
福良	225040027	福良東谷Ⅱ			
福良	225040028	奥向谷北谷Ⅱ			
阿万佐野	225040029	塩屋谷Ⅱ			
阿万塩屋町	225040030	タソタ池谷Ⅰ			
阿万稲田南	●225040031	稲田川Ⅰ			
阿万上町	225040032	寺谷Ⅰ			
阿万稲田南	225040033	稲田川Ⅱ			
阿万稲田南	●225040034	稲田川右支Ⅱ			
阿万伊賀野	225040035	伊賀野北谷Ⅱ			
阿万伊賀野	225040036	伊賀野中谷Ⅱ			
阿万伊賀野	●225040037	伊賀野南谷Ⅱ			
阿万上町	●225040038	本庄奥谷Ⅱ			

(地すべり)

指定の区域	箇所番号	区域名	指定の区域	箇所番号	区域名
津井	325020001	津井	灘円実	325040009	灘円実
阿那賀	325020002	丸山	灘土生	325040010	灘土生
灘来川	325040001	灘来川	灘土生	325040011	灘大川
灘黒岩	325040002	灘黒岩	灘地野	325040012	灘地野
灘吉野	325040003	灘吉野	灘仁頃	325040013	灘仁頃
灘山本	325040004	灘山本	阿万東町・西町	325040014	阿万丸田
灘城方	325040005	灘城方(二)	土井	325010001	倭文土井
灘城方	325040006	灘城方	灘山本	325040015	灘山本
灘油谷	325040007	灘油谷	灘黒岩第1	325040016	灘黒岩
灘払川	325040008	灘払川			

※ 区域は、県により土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条及び第9条により指定されている。

※ 資料編 「7-8 洪水・土砂災害ハザードマップ」
「7-9 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域圏等」

【高潮浸水想定区域を含む地域】

福良、阿万、灘、沼島、松帆、湊、津井、阿那賀、丸山、伊毘、西淡志知、市、榎列、三原倭文、三原志知

※ 県では令和2年8月31日に高潮浸水想定区域図を作成し、令和4年6月7日に水防法第14条の3による区域を指定した。

※ 資料編 「7-13 高潮ハザードマップ」
「7-14 津波・高潮ハザードマップ(市全域)」

【津波浸水想定区域を含む地域】

福良、阿万、灘、沼島、松帆、湊、津井、阿那賀、丸山、伊毘、西淡志知、三原志知

※ 区域は、県により平成26年に津波防災地域づくりに関する法律第8条により設定されている。津波浸水想定区域は、津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域とは異なることに注意が必要。

※ 資料編 「7-14 津波・高潮ハザードマップ(市全域)」
「8-13 津波ハザードマップ」

【ため池浸水想定区域を含む地域】

市内各地 ※南あわじ市ハザードマップ及びホームページを確認

第10 「マイ避難カード」の普及による市民の避難意識の向上

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難する方法」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図る。

第12節 備蓄体制の整備

【淡路広域水道企業団、危機管理部、産業建設部】

災害発生時における給水体制の整備を図るほか、必要な資機材、食料、生活用品等を確保するため、備蓄体制を整備する。

第1 給水体制の整備

【淡路広域水道企業団】

1 給水車等の給水体制の整備

配水池を常時満水にするとともに、予備ポンプ、水道の応急復旧工事に必要な資機材を常備し、災害時に飲料水を速やかに確保できるよう備える。

2 給水用資機材等の整備

(1) 給水用資機材の整備

タンク車から被災者へ給水する場合には、貯水タンク、ポリタンク、飲料水袋等が必要であり、その備蓄を推進する。

(2) 耐震性貯水槽等

地震時において、給水施設等が破損し、応急復旧対策が完了するまでの間、被災者に飲料水を供給するために、耐震性貯水槽等の設置を検討する。

(3) 簡易浄水器等の整備

簡易浄水器、消毒薬品等の備蓄を検討し、緊急時の応急調達が可能となるよう適切な措置を図る。

(4) 協力体制の整備

自治会、自主防災組織、ボランティア、事業所防災組織、消防団等に対して、貯水及び給水に関する広報を徹底し、災害時の給水活動の中心的な担い手となるよう働きかける。

また、指定水道工事業者等との協力体制を確立し、災害時の応急給水に対する備えに万全を期す。市町の相互応援協定にも、給水資機材の支援を盛り込む。

3 応急給水

(1) 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

(2) 目標数量

発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを目安に、給水体制を整備する。

給水目標水準	災害発生から3日間	1人1日 3リットル
	4日～10日目	1人1日 3リットル～20リットル
	11日～20日目	1人1日 20リットル～100リットル
	21日目以降	1人1日 100リットル～被災前の水準

第2 備蓄体制の整備

【危機管理部、産業建設部】

災害時は、市場流通が混乱し、物資が入手困難になることが予想される。流通機能がある程度回復するまで、必要な食料、生活用品及び応急活動用資機材を自力で確保しなければならない。そのためには、備蓄体制の整備を行うとともに流通業者等との協定締結による流通備蓄の確保を図る。

1 住民の対策

住民は、各家庭や職場で平時から最低限の水と食料について最低3日間分、できれば、1週間分程度の備蓄を行うとともに、衣服、貴重品、非常用物資（懐中電灯・ラジオ・水筒等）を避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくなど、各人が必要な当座の物資は自分たちで確保しておくものとし、市は、自治会や自主防災組織を通じてその周知徹底に努める。

2 備蓄方針

市は、想定避難者数、概ね1万人の3日分（9万食）の備蓄を、現物備蓄（1日分3万食）及び流通在庫備蓄（2日分6万食）で整備する。

ただし、南海トラフ巨大地震等の流通在庫備蓄の調達が困難と予想される広域災害に備えて、流通在庫備蓄にて対応する物資量6万食相当分も現物備蓄をするように整備していく。

① 備蓄品の目標数量

住民による備蓄	行政による備蓄	
	市	県
1人3日分 ※1 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
	被災者の2日分相当量 (流通在庫備蓄 ※2)	
		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
3日分	3日分	1日分

※1 可能な限り1週間分程度の備えをめざす。

※2 広域災害に備え相当分の現物備蓄をすすめる。

(注) 矢印は不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

【備蓄品目・備蓄数量等】

	備蓄品名	保存年数	備蓄目標数量
1	アルファ化米	5	50,000 食
2	飲料水 (2ℓ)	12	6,900 本
3	リッツ缶	5	335 箱
4	備蓄素麺 (5 束×20 入り)	4	300 箱
5	毛布	－	10,000 枚
6	発電機	－	50 台
7	ガソリン携行缶	－	41 個
8	ガソリン缶詰 (1ℓ)	3	500 缶
9	救急箱	3 (消毒関係)	51 箱
10	簡易トイレ	－	100 台
11	ベンリーテント	－	100 台
12	トイレ処理袋	－	20,400 回分
13	幼児用おむつ S	－	2,400 枚
14	幼児用おむつ M	－	2,000 枚
15	幼児用おむつ L	－	2,000 枚
16	大人用おむつ M	－	1,000 枚
17	大人用おむつ L	－	1,000 枚
18	ナプキン	－	6,000 枚
19	幼児用粉ミルク		48 缶
20	哺乳瓶		1,200 本
21	投光器	－	52 台
22	サークルライト	－	54 台
23	ランタン・懐中電灯	－	67 個
24	メガホン	－	32 個

3 防災備蓄倉庫及び備蓄品の整備

兵庫県が災害に備えて整備した淡路広域防災拠点（淡路ふれあい公園内）を活用する。

また、指定避難所には、年次計画のもと備蓄品・資機材の充実に努める。災害に備えて備蓄倉庫を整備し、次のとおり備蓄品の整備に努める。

- (1) 災害に備えて緊急用食料、生活用品、資機材等の備蓄を図る。
- (2) 備蓄物資のうち、耐用年数、賞味期限のあるものは、随時入替えを行う。

- (3) 災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう、常時点検・整備を実施する。今後、備蓄を検討する食料、生活用品は、次のとおりである。なお、品目等の選定にあたっては、女性、子育て世帯、高齢者、病人等への配慮を行う。
- (4) 食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。
- (5) 災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者にも配慮するものとする。

品 目 例	
食料等	飲料水、炊き出し用米穀、パン、育児用調整乳、麺類、缶詰類、高齢者用食、アレルギー対応食、腎臓疾患患者用低たんぱく食等
生活必需物資等	毛布、下着、タオル、マスク※、カセットコンロ、哺乳瓶、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル等
健康管理用資材等	非接触型体温計※等
運営スタッフ防護用物資等	マスク※、使い捨て手袋、ガウン※、フェイスガード※等
避難所運営用資材等	間仕切り※、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド※含む）、受付用パーティション※、換気設備、除菌・滅菌装置※、清掃用具一式、トイレ関連備品一式等

※は、避難所単位で備蓄を行うこととする。

4 備蓄又は物資供給協定の締結促進

災害により、多くの避難者が生じ避難期間が長期化する場合を想定し、あらかじめ近隣等の市町との相互支援協定や民間との物資供給協定を結ぶことが必要である。

(1) 近隣等の市町との相互協定

局地災害に備えて近隣の市町、また、広域災害に備えて県外を含む遠隔の市町と備蓄若しくは物資供給のための協定を結ぶことを検討する。

(2) 民間協定

災害に備えて、食料・生活用品等に関して、在庫の優先的供給を受ける等協力業務の内容、協力方法等について、関係各種団体・企業等と協議する。

5 プッシュ型支援への対応

県、国等は、被災地が情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況を想定して、要請を待たずに、被災地の状況を想定して支援を行うプッシュ型支援を行う。

その場合において、よりの確で効果的な支援を受けることができるよう、市は、日頃から備蓄体制、輸送拠点等について、県と情報を共有しておく。

6 県、市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努めるものとする。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

7 県、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第13節 災害時帰宅困難者対策の推進

【危機管理部、市民福祉部】

第1 災害時帰宅困難者への支援

- (1) 帰宅途中で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時休憩施設の提供等、適切な対応を図る。また、滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。
- (2) 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒等の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努める。
- (3) 要配慮者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。

第2 普及啓発

- (1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、家族等の中での災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努める。
- (2) 災害時帰宅困難者の帰宅訓練コースを設定するなど、災害時帰宅困難者を想定した訓練や広域避難に関する訓練等の実施に努める。

第14節 家屋被害認定士制度等の整備

【産業建設部、危機管理部】

第1 被災建築物応急危険度判定士制度

【産業建設部】

1 目的

市は、県の支援のもと、地震により被災した建築物の余震等による転倒、部材の落下などによって生じる二次災害から住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する。

2 被災建築物応急危険度判定要綱等の策定

県は、被災建築物応急危険度判定要綱を定め、必要な業務マニュアルを策定するとともに、判定士の育成に努める。

3 判定資機材の備蓄

市は県と分担して、応急危険度判定の実施に必要な判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等の資機材を備蓄する。

4 被災建築物応急危険度判定士の養成、確保

市は、職員の5%程度を目標に被災建築物応急危険度判定士の養成、確保に努める。

第2 被災宅地危険度判定士制度

【産業建設部】

1 目的

大地震又は豪雨によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定制度を活用して、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施する。

2 被災宅地危険度判定実施要綱の策定

県は、兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱を定め、必要な判定業務実施マニュアルを策定するとともに、判定士の育成に努める。

3 判定資機材の備蓄

市は、県と分担して、実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等の資機材を備蓄する。

4 被災宅地危険度判定士の養成、確保

市は、職員の5%程度を目標に被災宅地危険度判定士の養成、確保に努める。

5 実施体制

(1) 実施主体

市は、危険度判定を実施する場合、実施マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。

(2) 対象

地震又は豪雨により被災した宅地を対象とする。

(3) 実施方法

① 実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するための体制を執り、危険度判定を実施する。

② 被災規模が甚大な場合、広域な支援を県又は国に要請する。

(4) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。

第3 家屋被害認定士制度

【危機管理部】

1 目的

市及び県は、災害時における多くの被災者支援制度において市長が発行する、り災証明が用いられることに鑑み、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成するとともに、県内における住家被害調査の調査方法及び判定方法の統一化と、住家被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図る。

2 家屋被害認定士の役割

(1) 災害時に市長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。

(2) 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。

(3) 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

3 家屋被害認定士の対象者

(1) 市職員

(2) 県職員

(3) 建築及び不動産関係団体の会員

4 家屋被害認定士養成研修への参加

災害時において、家屋の被害調査に基づく、り災証明は、被災者支援施策に大きな意味をもつ。このため、調査員が認定する被害割合が統一化されなければならない。

県では、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を養成することにより、被害調査の迅速化と統一化を目的とした研修を実施しており、市は、職員の研修への参加を推進する。

5 家屋被害認定士の相互応援体制の整備

住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

第15節 廃棄物対策の充実

【市民福祉部】

第1 災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速かつ適切に実施し、早期に復旧・復興を図るため、市は、あらかじめ災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について定めておく。

また、市は廃棄物処理施設等の耐震化、浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、災害廃棄物の分別を徹底し、再資源化することにより、廃棄物の減量化に努めることを明記する。

第2 災害廃棄物処理計画の内容

災害廃棄物処理計画には、目的、組織・体制、災害に備えた資機材の備蓄計画、仮置場の配置計画、仮置場の運営計画、排出ルール（分別）、ごみ発生量の推計、処理計画、応援の要請、仮設トイレの設置計画・管理計画、住民への広報等を記載する。

第16節 要配慮者（避難行動要支援者）対策の強化

【危機管理部、市民福祉部、産業建設部】

災害発生時に、被害を受けやすい要配慮者の被害を防ぐための対策を検討し、必要な措置を講じる。

第1 避難行動要支援者支援体制

1 避難行動要支援者支援体制の整備

避難行動要支援者を支援する体制を整備する。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努める。

2 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

平常時から要配慮者に関する情報を把握するように努める。要配慮者のうち、自力での避難が困難な避難行動要支援者については、民生委員・児童委員の協力を得て、避難行動要支援者の同意を得た上で、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿を整備する。

避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとともに、市役所等の被災等を含むいかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努め、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

また、避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 避難行動要支援者名簿の共有

避難支援等に携わる関係者として消防団、警察機関、市社会福祉協議会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ、避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制及び避難支援・安否確認の整備並びに避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

4 個別避難計画の作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備

- (1) 市は、防災部局や福祉部局等の関係部局の連携の下、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画（災害時ケアプラン）を作成・共有する等の地域における支援体制の整備に努める。
 - (2) 個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
 - (3) 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下、「個別避難計画情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。また、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。なお、個別避難計画情報の提供を行うときは、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求める等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - (4) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
 - (5) 自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別避難計画に加え、地域の防災マップ及び地区防災計画の作成に努める。
 - (6) 県は、自主防災組織等と連携して個別避難計画の作成に取り組む居宅介護支援事業所、相談支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図る。また、市や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施する。
 - (7) 個別避難計画に関する市地域防災計画で定める事項
 - ① 計画作成の対象範囲
 - ② 計画の作成方法
 - ③ 計画の提供先（民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等）、方法
 - ④ 計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - ⑤ 計画の更新に関する事項
 - ⑥ 計画の提供に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置
 - ⑦ 避難支援等関係者の安全確保
- (参考) 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」

5 訓練・研修の実施

市は、避難行動要支援者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、住民等を対象に研修会等を開催し、避難行動要支援者の支援に必要な人材の育成に努める。

6 避難支援等に携わる関係者等の安全確保の措置

地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置について、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体での話し合い、ルールや計画作りを進める。

第2 情報伝達体制の整備

市は、災害時に迅速・的確に要配慮者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、自主防災組織等と連携し、地域の見守り体制や障がい者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図る。

1 緊急通報システムの整備

援護を要する単身世帯などの在宅高齢者等と淡路広域消防事務組合の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努める。

2 情報伝達体制の整備

- (1) 通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備に努める。
- (2) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- (3) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (4) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮する。

3 外国人に対する日常の情報提供等

外国語による防火防災対策の啓発に努める。

第3 避難所等の整備

- (1) 避難所予定施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化や障がい者向けトイレの設置、福祉避難スペースの確保などに努める。
 - (2) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入り口の整備
 - (3) 光、音声などにより、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難所への誘導を表示したりする設備の整備
 - (4) 社会福祉施設等との協定等により、災害時に要配慮者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難所の確保に努める。
 - (5) 福祉避難所が不足する場合に備えて、旅館やホテル等の使用について検討しておく。
 - (6) 流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの要配慮者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努める。
-

第4 地域ケアシステムとの連携

1 介護・看護事業者等との連携

災害時の情報伝達、安否確認や要配慮者の生活支援などについて、介護・看護事業者との連携を図る。

2 社会福祉施設等の対応力の強化

- (1) 社会福祉施設等に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努める。
- (2) 社会福祉施設等について、次の事項について整備に努める。
 - ① 自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の整備
 - ② 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
 - ③ 光、音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

3 災害時の社会福祉施設の活用

要配慮者の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の社会福祉施設への一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

4 避難誘導対策

- (1) 安全が確認された後に、要配慮者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。
- (2) 避難支援等関係者等は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することを原則とする。そのため、避難支援等関係者等の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者とその家族に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

5 難病患者等への支援体制の整備

県及び医療機関、介護保険事業所等と連携し、在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者を把握するとともに、災害時に避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体制整備を進める。

6 要配慮者利用施設に係る総合的な災害対策の実施

洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、高潮浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し避難訓練を実施するものとし、その結果を市長に報告しなければならない。

7 要配慮者が利用する施設に対する指導・助言

県、市は、介護保険施設等の要配慮者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、又は策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的の実施できていない場合には、指導・助言を行う。

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

第5 災害時に特に配慮すべき事項

災害時には、要配慮者に対し、次の点を十分配慮する。

- (1) 各種広報媒体を活用した情報提供
- (2) 自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- (3) 居宅に残された要配慮者の迅速な発見
- (4) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等対象者に応じた対応
- (5) 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査
- (6) おむつやポータブル便器等生活用品の配慮
- (7) 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮
- (8) 手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援
- (9) 巡回健康相談や栄養相談等の重点的实施
- (10) 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- (11) 仮設住宅への優先的入居
- (12) 仮設住宅入居者への相談、訪問及び安否確認
- (13) 継続的なこころのケア対策
- (14) インフルエンザ等感染症の防止
- (15) 社会福祉施設の被害状況調査
- (16) 福祉相談窓口の設置

第6 観光等旅行者及び外国人

災害が発生した場合、観光等の旅行者は、地理に不案内なため被害を受けやすいので、避難所への誘導標識や外国語表示による誘導標識の設置に努める。

1 日常の情報提供

観光等の旅行者向けや外国語による防火防災対策の啓発に努める。

2 災害時の情報伝達

(1) 安否確認

警察、市、外国人団体等は、相互に連絡して安否確認を行う。

(2) 施設の被災状況の確認

市は、観光等の旅行者や外国人が多く集まる観光施設等の被災状況を確認する。

(3) ニーズの把握

市は、観光等の旅行者や外国人ニーズの把握に努める。

第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

【市民福祉部、市社会福祉協議会】

災害時の応急対策活動において、ボランティアが、被災者の救援、避難所の開設・運営等に果たす役割は極めて有効である。市及び市社会福祉協議会は、大規模災害が発生した場合のボランティアの受入体制を整備する。

第1 ボランティアに協力を求める主な内容

ボランティアに協力を求める主な内容は、次のとおりである。

- (1) 救急救助活動
- (2) 物資集積・配送拠点支援
- (3) 給水活動支援
- (4) 自宅避難者等の支援
- (5) 避難所の支援
- (6) 要配慮者の救済・支援
- (7) 清掃作業
- (8) 各種専門技能による支援
- (9) その他

第2 災害ボランティア活動の環境整備

1 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

県の「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、市社会福祉協議会は、市災害ボランティア活動支援マニュアル等の作成に努める。

2 受入体制の整備

市社会福祉協議会は、大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努める。

- (1) 行政機関、住民、ボランティア団体等とのネットワークの構築
- (2) 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
- (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

また、市は、市社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や住民等が連携した訓練等）の実施に努める。

3 ボランティア活動の支援拠点の整備

市は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

4 資機材等の確保等

あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備する。

また、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄及び感染予防のための物資や、ホームセンター等との間で災害時資機材の応援協定の締結を行う等の確保に努める。

5 感染症の拡大が懸念される状況下における対応

感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市は、感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備することとする。

第3 ボランティアの育成

災害時の応急対策活動において、ボランティアの協力は極めて大きな援助となるため、次によりボランティアの育成に努める。

- (1) ボランティアの防災への理解を深めるため、防災知識、人命救助等について情報提供を行う。また、県が実施している災害ボランティア登録・研修制度への加入促進を図る。
- (2) 市外からのボランティアの受入体制について検討する。
- (3) 自治会、自主防災組織、女性会等各種団体に、防災活動やボランティアについての情報提供を行うとともに、救命講習会の活用を通じて必要な知識、技術を学ぶ講習会を開催し、災害時にボランティア的な役割を担ってもらえるよう努める。
- (4) 自治会、自主防災組織、女性会等各種団体相互で連携し、情報共有等を行えるような場を設置するとともに、活動拠点の整備を促進する。

第4 ボランティアセンターの設置

市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を行うとともに、ボランティアに貸し出す資機材の整備及びボランティアの活動場所の確保を行う。

災害ボランティアの受入れについて、平時から自主防災組織等住民との円滑な関係づくりを行い、災害時には、被災地域のボランティアニーズを把握し、ボランティア団体等への情報提供支援を実施する。

第18節 水害・津波予防計画

【危機管理部、産業建設部、兵庫県】

第1 東日本大震災を踏まえた対策の実施

1 二つのレベルの津波への対応

南海トラフ巨大地震による津波対策に対しては、県は東日本大震災の教訓を踏まえて、最大クラスの津波を想定した津波浸水被害シミュレーションを行い、市と県は連携して、二つのレベルに対する津波対策を実施する。

レベル1：最大クラスの津波に対して発生頻度が高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

レベル2：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民等の避難を軸に、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

第2 防潮堤等海岸施設の整備

県、市及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾、漁港等の施設を整備する場合、二つのレベルに対する津波防災対策の考え方を踏まえ、津波に対する安全性に配慮した整備を促進する。

第3 河川改修等に関する治水事業

地震に伴う津波や河川堤防の決壊による水害等を未然に防止するため、県と連携し、災害に強いまちづくりの一環として河川改修事業を計画的に推進する。

改修事業にあたっては、災害時を考慮して、水系、水路ごとに総点検を実施し、抜本的改修計画を策定のうえ整備する。

※ 資料編 「7－6 重要水防箇所一覧表」

第4 水防区域

1 水防区域

過去の実績及び地形、施設の状況から推測して、洪水又は風浪により、破堤及び氾濫が予想される危険区域は、あらかじめハザードマップにより水防区域として周知する。

2 水防危険箇所

水防区域内であって、既に護岸堤防などが破損及び次の条件の一つに該当する場合は水防危険箇所とする。

- (1) 近く改修事業又は災害復旧工事に着工する箇所
- (2) 護岸、堤防などの施設が老朽化しており、警戒水位までに決壊が予想される箇所

3 道路、橋梁の維持管理及び道路災害の事故防止

(1) 情報収集体制の整備

道路交通の危険防止と交通安全の確保を目的として危険箇所等を発見するため、災害発生後、直ちにパトロールを編成し、早期に出動できる体制の整備を図る。

(2) 緊急時における応急措置体制の整備

災害が発生した場合には、通行の危険を防止するため、道路、橋梁等の早期点検、補強あるいは障害物の除去等、できる限りの応急措置が講じられるよう体制の整備充実に努める。

(3) 交通規制等の応急対応の整備

道路災害による事故を未然に防止するため、道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合を想定し、道路法第46条の規定により、通行の禁止又は制限を行うとともに、あらかじめ迂回路等について整備しておく。

第5 情報の伝達体制

1 情報伝達体制の整備

情報伝達体制の整備は、第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第5節「情報通信機器・施設の整備及び運用」に定めるところによる。

2 通報・通信手段の確保

広域かつ確実に津波警報又は大津波警報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図る。

- (1) 住民等に海浜に出かけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報又は大津波警報、避難指示等の情報を聴取するよう指導する。
- (2) 放送局が放送する特別な信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り災害の発生と災害等の情報を受信することができる緊急警報放送システムの受信機の普及を図る。
- (3) 住民等に対する津波警報又は大津波警報等の伝達手段として、市防災行政無線（同報系無線）の整備を推進するとともに、携帯電話（防災ネット、エリアメール等）、サイレン、半鐘等多様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達の範囲の拡大に努める。

3 伝達協力体制の確保

多数の人出が予想される漁港、港湾、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、これらの者との協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

第6 避難体制の整備

住民等に対し、平時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水想定等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を策定しておく。

1 住民等の避難行動

- (1) 住民等の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における避難場所や避難経路を周知する。
- (2) 自主防災組織等との協力のもとに、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。

2 観光地等利用者の避難誘導

- (1) 観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておく。
- (2) 観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の宿泊施設等に浸水想定区域図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示を行う等、その地域の津波に対する特徴を事前に周知する。

3 避難場所の指定

津波発生時における避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行う。避難場所の指定にあたっては、公共施設、民間ビルの活用などの検討を行い、より効果的な配置となるよう努める。

第7 住民への啓発活動等の実施

避難対策等の津波防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施する。

1 津波に対する防災意識の向上

津波に関する講演会等を開催し、津波に関する知識の向上及び防災意識の向上を図る。

また、県が実施した津波シミュレーションをもとに、避難場所等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努める。

2 日頃の備えの充実

津波危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持出品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報及び啓発に努める。

3 避難訓練の実施

住民及び関係機関の参加のもと、実践的な津波避難訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制、住民等の適切な避難、関係機関等との連携体制、津波防災体制の整備に努める。特に、避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施する。

4 津波警戒等の周知徹底

各種訓練、講習会、ホームページ、ハザードマップ、広報紙の活用等あらゆる機会を通じて「強い地震を感じたら海浜から離れ、安全な場所に避難すること、船舶は港外に退避すること」を基本とし、「津波に対する心得」の例により、津波警戒に関する周知徹底を図る。

「津波に対する心得」

1 一般編

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報又は大津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (3) 浸水想定区域外でも浸水する可能性があることから、できるだけ高いところに避難する。
- (4) ラジオ、テレビ、防災行政無線、ひょうご防災ネットなどを通じて、正しい情報を入手する。
- (5) 津波注意報の発表段階であっても、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (6) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等が解除されるまで絶対に戻らない。
- (7) 津波見物は絶対にしない。津波は、引き波からでなく、押し波から来ることもある。
- (8) 海岸や河川敷からできるだけ離れた高い所に避難する。
- (9) 避難指示を守り、速やかに避難場所へ避難する。
- (10) 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリート造建築物の5階以上に避難する。
- (11) 避難ルートは、複数確認し、事前に歩いて確認しておく

2 船舶編

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。
注1, 2)
- (2) 地震を感じなくても、津波警報又は大津波警報、津波注意報が発表されたら、すぐに港外退避する。
注1, 2)

- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (4) 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
注2)
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報又は大津波警報、津波注意報解除まで気を緩めない。
注1) 港外：水深の深い、広い海域
注2) 港外退避、小型船の引き上げ等は時間的余裕がある場合のみ行う。

第8 津波監視体制等の確立

気象庁本庁又は大阪管区気象台は地震発生後、約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に短く、大津波警報、津波警報又は津波注意報の発表が間に合わない場合も考えられるので、市は、津波の襲来に備え、震度4以上の地震が発生した場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、津波情報の住民に対する通報・伝達に万全を期する。

第9 洪水及び高潮浸水想定区域

1 洪水浸水想定区域の指定・公表等

国土交通大臣又は知事は、水防法に基づく、洪水予報河川、水位情報周知河川、及び国土交通省令で定める基準に該当する河川の洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町に通知する。あわせて、知事は、水防法に基づき指定した以外の河川についても、総合治水条例に基づき、洪水浸水想定区域の指定を行うとともに、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表し、関係市町に通知する。

2 高潮浸水想定区域の指定・公表等

知事は、水防法に基づく、水位周知海岸について、高潮浸水想定区域の指定を行う。

また、指定した高潮浸水想定区域は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。

3 洪水及び高潮浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設に対する避難確保措置

市は、洪水及び高潮浸水想定区域内にある主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他防災上の配慮を要する者が利用する施設で、水害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設への洪水予報や特別警戒水位（水位周知河川である三原川の氾濫危険水位のこと）到達情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を本計画で定める。

また、水防法の規定に基づき、洪水及び高潮浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所

有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し避難訓練を実施し、警戒避難体制の整備を図る。

なお、上記以外の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法の適用対象施設ではないが、水防法及び県総合治水条例の趣旨を鑑み、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し避難訓練を実施する等、警戒避難体制の整備を図ることが望ましい。

加えて、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市長は同計画を作成するよう指示するものとする。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

【洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧】（水防法指定河川分）

番号	事業所等の名称	所在地
1	特別養護老人ホーム すいせんホーム	賀集野田 764
2	なでしこデイサービスセンター	広田広田 361-5
3	森の木ファーム	賀集八幡森ノ木 48
4	介護老人保健施設 ケアホーム南淡路	賀集福井 564-7
5	グループホームふれあい	広田広田 127
6	翠鳳第一病院デイサービスふれあい	広田広田 134-1
7	あべいすとリハビリセンター・志知	志知鉦 53
8	南淡デイサービスセンターやすらぎ	賀集野田 764
9	TKC ガーデン山添	広田広田 467-4
10	幼老複合型ういず※	松帆高屋乙 158-1
11	翠鳳第一病院	広田広田 134-1
12	中林病院	神代国衙 1680-1
13	斎藤内科クリニック	榎列小榎列 206-1
14	南淡路病院	賀集福井 560
15	広田保育園	広田中筋 195-1
16	榎列保育所	榎列下幡多 432
17	阿万保育所	阿万下町 41
18	幼保連携型認定こども園松帆北	松帆櫟田 198
19	幼保連携型認定こども園松帆南	松帆高屋乙 192
20	幼保連携型認定こども園松帆南分園	松帆高屋 158-1
21	翠鳳第一病院保育室・おひさま	広田広田 134-1
22	中林病院託児所	神代国衙 1680-1
23	南淡路病院託児所	賀集福井 560
24	松帆小学校	松帆江尻 594
25	榎列小学校	榎列大榎列 1426-1

番号	事業所等の名称	所在地
26	阿万小学校	阿万下町 420
27	西淡中学校	松帆古津路 577-66
28	三原中学校	市十一ヶ所 14-12

※ 令和3年4月1日から小規模多機能型居宅介護（通所・宿泊有り）から地域密着型通所介護（デイサービス）へ変更予定

【高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧】

番号	事業所等の名称	所在地
1	もりのき放課後デイサービス	福良甲 513-3
2	あべいすとリハビリセンター・志知	志知鉦 53
3	リハビリ特化型デイサービスみんなの家	福良乙 12
4	ういずデイサービスセンター	松帆高屋乙 158-1
5	幼保連携型認定こども園松帆北	松帆櫟田 198
6	幼保連携型認定こども園松帆南	松帆高屋乙 192
7	幼保連携型認定こども園松帆南分園	松帆高屋乙 158-1
8	児童館	福良乙 999-1
9	松帆小学校	松帆江尻 594
10	沼島小学校	沼島 995
11	西淡中学校	松帆古津路 577-66
12	沼島中学校	沼島 992

3 住民への周知

市は、各種訓練、講習会、ホームページ、広報紙の活用等あらゆる機会を通じて、浸水想定区域、避難場所、避難経路等を周知する。また、浸水想定区域、避難場所、避難経路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、住民への周知を図るため、公表・配布する。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい提供に努める。

4 その他の対策

(1) 情報の収集・伝達・共有

河川管理者は、水位計、雨量計、河川ライブカメラなど情報収集のための施設整備を推進する。また、流域が大きく重要な河川については、流域全体を視野に入れた洪水危険情報通報システムを確立する。

(2) 浸水想定区域や避難場所等の情報の事前周知

県、水防管理団体の実施する水防活動の目安となるものとして、河川管理者が水防活動を重点的に実施すべき箇所として指定している重要水防箇所について、水防計画、水防活動要綱の他、県ホームページにも一覧表を掲載して周知を図る。

(3) 水防活動の充実

市は、水防団に対する活動支援策や近隣団体との協力体制の強化、NPO、民間等との連携等について検討を行う。

県、水防管理団体及び水防団は、水防資材の備蓄状況の把握と補てん、あるいは近隣団体との連携について検討する。

5 避難訓練の実施

住民及び関係機関の参加のもと実践的な避難訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制、住民等の適切な避難、関係機関等との連携体制及び防災体制の整備に努める。特に、避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施する。訓練実施後は、速やかに市へ訓練実施の報告を行う。

第19節 土砂災害対策の充実

【危機管理部、産業建設部、兵庫県】

第1 土砂災害（特別）警戒区域

【兵庫県、危機管理部】

1 土砂災害（特別）警戒区域の指定

県は、土砂災害の発生が予想される箇所について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律に基づき、土砂災害（特別）警戒区域指定を行う。

市は、県の協力を得て、土砂災害に対する警戒避難体制の整備、地域住民の防災に対する意識を高め、非常時に自主的な避難を促すため、土砂災害に関する情報として土砂災害ハザードマップを作成、配布する。

【土砂災害（特別）警戒区域指定箇所数】 (令和3年3月31日現在)

	急傾斜地	土石流	地すべり	計
土砂災害警戒区域	437	106	16	559
土砂災害特別警戒区域	361	36	0	397

※ 詳細な土砂災害（特別）警戒区域については、第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第11節「避難対策の充実」の土砂災害（特別）警戒区域一覧表を参照

2 土砂災害（特別）警戒区域における警戒避難体制

市は、土砂による被害を受けるおそれのある住民を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するため、以下の事項を行う。

(1) 平常時からの防災意識の向上を促すための周知

- ① 土砂災害情報を記載した印刷物（ハザードマップ）の作成・公表
- ② 過去の土砂災害に関する情報の提供
- ③ 土砂キキクルの周知

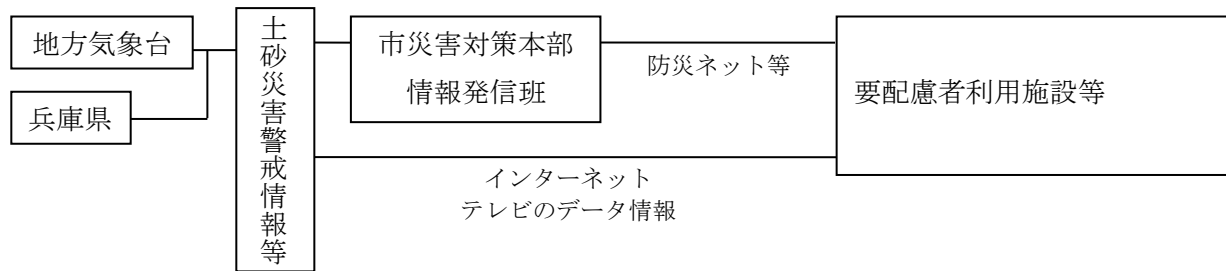
(2) 緊急時の警戒避難を促すための周知

- ① 土砂キキクルに関する情報の提供
- ② 避難の指示等の伝達

3 土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者が利用する施設に対する避難確保措置

市は、土砂災害（特別）警戒区域内にある主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他防災上の配慮を要する者が利用する施設で、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設への土砂災害警戒情報等の伝達方法を下図のとおりとし、避難場所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を本計画で定める。

また、土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し避難訓練を実施する等、警戒避難体制の整備を図る。



【土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧】

番号	事業所等の名称	所在地
1	デイサービスまごころ	倭文長田 1 2 8 2
2	養護老人ホームさくら苑	福良丙 2 2 - 4
3	特別養護老人ホームすいせんホーム	賀集野田 7 6 4
4	小規模多機能施設風らん	賀集八幡 5 4 1 - 7
5	沼島小学校	沼島 9 9 5
6	沼島中学校	沼島 9 9 2
7	伊加利こども園	伊加利 6 1 4 - 2
8	志知保育所	志知佐礼尾 3 6 3
9	児童館	福良乙 9 9 9 - 1

4 山地災害危険地区の周知

市は、土砂災害（特別）警戒区域に関する印刷物を作成する場合に、山地災害危険地区に係る危険地情報や警戒避難体制に関する事項についても記載する。

5 その他の対策

(1) 土砂災害のおそれのある時間情報の提供

市及び県は、土砂災害警戒情報を補足するより詳細な情報である地域別土砂災害危険度について、フェニックス防災システムや県ホームページ等の伝達媒体を通じて、住民に提供する。

(2) 防災意識の向上

市及び県は、住民の災害時行動を理解するとともに、土砂災害の予測困難性についての広報や地域の災害履歴確認、地域住民の参画と協働によるハザードマップの作成を通じて、住民の防災意識の向上を図る。

第20節 中山間地等における災害対策

【危機管理部】

災害によって孤立するおそれのある集落における備えについて定める。

第1 孤立可能性集落対策の強化

1 孤立可能性集落の抽出

中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある地域は、次のとおりである。

	集落名	集落のおおよその中心位置の 緯度・経度		集落のおおよその中心位置の Nコード		
		緯度（北緯）	経度（東経）	エント 番号	東西	南北
1	伊毘	34.258333	134.676389	4189	127	167
2	本村	34.271111	134.671111	4189	118	141
3	丸山	34.294167	134.659167	4189	098	095
4	津井	34.326389	134.690833	4189	151	030
5	土生	34.200556	134.793611	4189	322	283
6	仁頃	34.194444	134.747500	4189	245	296
7	中西	34.219722	134.724444	4189	207	245
8	東泊	34.170556	134.822222	4189	370	344
9	沼島北	34.169444	134.821389	4189	368	346
10	沼島中	34.168611	134.820000	4189	366	348
11	沼島南	34.166944	134.819444	4189	365	351
12	向谷	34.254167	134.723333	4189	205	175
13	原田	34.256944	134.716111	4189	193	170
14	福良十軒家	34.254444	134.711667	4189	186	175
15	福良鳩	34.255000	134.708056	4189	172	182

2 孤立可能性集落と外部との連絡手段の確保

集落との連絡途絶を防止するため、衛星通信、防災行政無線等、地域の実情に応じて適切な通信手段等を確保するとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟を図る。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

3 物資供給、救助活動への備え

- (1) 高齢者の多い集落などでは、長期間孤立した場合、日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等をあらかじめリストアップし、供給体制についても検討する。
- (2) ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するとともに、着陸やホイス可能な箇所（田畑、農・林道等）もメッシュコードを利用しリストアップしておく。

第2 孤立に強い集落づくり

1 備蓄の推進

孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。

2 避難施設の確保・整備

土砂災害や水害等を考慮のうえ、避難施設を確保・整備するとともに、耐震化を推進する。

3 道路・ライフライン等寸断への対策

迅速な道路被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、防災カメラ、情報収集のための消防団員等の連携体制等の整備に努める。

4 災害時要援護者に対する支援対策

自主防災組織、福祉関係者等との連携による情報伝達体制を整備しておく。

5 広報

住民に対して、孤立時の対応及び安否情報の発信等、災害が発生した場合の対応について、パンフレット作成などにより、平常時から啓発に努める。

第21節 住宅再建共済制度の推進

【危機管理部、兵庫県】

県では、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支え合うことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者等が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として住宅再建共済制度を創設した。

共済制度は、平成17年に住宅所有者を対象として発足し、その後、マンション管理者等を対象にマンション共用部分に対象を拡大し、平成22年には住宅所有の有無を問わない家財再建へとその対象を発展拡大している。

さらに、平成26年には準半壊（損壊割合10%以上20%未満）を給付対象とする制度拡充がなされている。

市は、自治会等住民団体等と連携して、あらゆる機会を通じて住宅再建共済制度の広報を行い、その定着、発展に向け、一人でも多くの住民の加入促進を図る。

第22節 重要施設の防災対策

【危機管理部、兵庫県】

第1 趣旨

重要施設における防災対策について定める。

第2 内容

1 重要施設の登録

県、市はライフライン事業者等と、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、事業者から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録するものとする。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有するものとする。

2 平時の取組

重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行うものとする。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努めるものとする。

第3章 住民参加による地域防災力の向上

第1節 防災知識普及計画

【危機管理部、市民福祉部、教育委員会、兵庫県】

第1 平常時対策（予防対策）

1 防災意識の普及・向上

- (1) あらゆる機会を通じて、多種多様な広報媒体を利用し、災害に対する知識、ハザードマップ等を利用した災害危険箇所の周知、災害発生時にとるべき対応、その他災害に関する正しい知識を広く住民全体に普及浸透させ、防災意識の向上に努める。
- (2) 防災業務に携わる者及び災害発生危険性のある施設、災害拡大の要因となる施設、防災上有効な施設等を管理する者が、その社会的責任を自覚し、災害対策に積極的に対処するような防災意識の向上に努める。
- (3) 大規模災害に関する調査分析結果や各種資料の収集・保存・公開等により、災害教訓の伝承に努める。
- (4) 住民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。
- (5) 津波災害や豪雨災害において、地域の住民すべてが安全に避難できるよう、自治会、自主防災組織等が中心となり、地域ぐるみで避難場所・避難経路や危険箇所の確認、避難訓練、要配慮者の支援などに取り組む“みんなで逃げよう”減災防災運動を推進する。

2 市職員に対する教育

市職員は、すべて災害対策本部の一員であることを自覚し、積極的に防災対策を推進し、同時に、地域における防災活動を率先して実施するために、市職員として必要な次の知識や心構えなどの研修を行う。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 地域防災計画の徹底及び市が実施している災害対策
- (3) 災害発生時の職員の動員体制と役割分担
- (4) 災害発生時の的確な判断と迅速な行動力の育成
- (5) 各関係機関等との連絡体制と情報活動
- (6) 関係法令の運用
- (7) 災害発生原因についての知識
- (8) 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点
- (9) 災害対策として今後取り組む課題

人と防災未来センターでは、「災害対策専門研修」が実施されており、これら防災に関する専門研修については、防災担当職員だけでなく、広く各部の職員を参加させ、災害対応能力の向上を図る。

(10) 整備した資機材を活用した訓練の実施

市は、重機や救助艇等、これまで整備した資機材を活用し、消防団と連携をしながら定期的に訓練を実施し、技術の向上を図る。

3 学校における防災教育

(1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進捗管理を行う。

① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。

ア 避難所指定の学校と市及び自主防災組織との連携強化について（「学校における避難所運營業務及び市部局への移行手順に係る留意事項」）

イ 学校防災計画策定に関する課題整理と調整について

ウ 地域や消防団員等と連携した防災訓練の効果的実施方法について

エ 防災教育実施上の課題の整理と調整について

② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。

ア 一般教職員の研修会への参加促進

イ 防災教育推進指導員養成講座への参加促進

ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の運営

(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する地域の災害リスクに応じた防災教育を推進する。

① 学校における防災教育の充実

ア 様々な災害から自らの命を守るために、適切に判断し、主体的に行動する態度を育成

イ 助け合いやボランティア精神など共生の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進

ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材を活用するなど、「総合的な学習の時間」等での効果的な指導の展開

エ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通じた実践的指導力の向上

② 学校防災体制の充実

ア 「災害対応マニュアル」の見直し

イ 地域の災害特性を考慮した防災訓練や学校が避難所となった場合を想定したものなど、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練等の実施

ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施

③ 心のケアの充実

ア 教育復興担当教員及び心のケア担当教員の取り組みを生かした教育相談体制の充実

- イ 研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童・生徒の心の理解とケアを実施
- ウ 心のケアを必要とする児童・生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

4 住民等に対する啓発

地域住民に対する防災意識の啓発は、実践的な内容を主体として行うことを基本とする。このため、災害発生時に住民が的確な判断に基づき、行動できるよう正しい知識、防災対策について啓発する。

(1) 住民等に対する啓発方法

正しい知識をわかりやすく伝えるため、多様な媒体を活用するとともに、防災学習教材のユニバーサルデザイン化や多言語化、専門家の知見の活用等にも努める。

① 兵庫県CGハザードマップ（県ホームページ）、人と防災未来センターなどの利用

兵庫県CGハザードマップの内容

ア 5つの自然災害（洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池災害）の危険箇所（洪水・高潮・津波・ため池災害による浸水想定区域図や土砂災害（特別）警戒区域等）や避難に必要な情報（避難所等）が確認できる。

イ 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。

ウ 主要地点における浸水イメージCGなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。

エ 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。

② インターネット、ビデオ、ラジオ、テレビ、ひょうご防災ネット等による普及

③ 新聞、リーフレット、その他印刷物による普及

④ 標語、図画、シンボルマークやキャラクター、作文募集等による普及

⑤ 出前講座等の実施

⑥ 地域住民の協働と参画によるハザードマップづくりや危険箇所パトロールの実施

⑦ 防災研修や訓練の実施

⑧ 災害の体験談や絵本、写真集、紙芝居、ゲーム等の多様な媒体の活用

⑨ ひょうご防災特別推進員の派遣等による普及

(2) 住民等に対する啓発内容

① 市内の防災対策

② 地震に関する知識と過去の災害事例

③ 災害に対する平素の心得

ア 津波や地盤災害等周辺地域における災害危険性の把握

イ 家屋等の点検、家具の転倒防止、飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検

ウ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）

エ 火災の予防

オ 応急救護等の習得

カ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみに照らした危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性

キ 避難の方法（警戒レベルに応じた避難のタイミング、指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、安全な避難路、居住する市町内での避難が困難な場合の広域避難等）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）

ク 食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度）

ケ 非常時持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）

コ 自主防災組織の結成

サ 要配慮者及び外国人への配慮

シ ボランティア活動への参加

ス 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入の必要性

セ 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

ソ 自動車へのこまめな満タン給油

④ 津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底

⑤ 災害発生時の心得

ア 地震発生時にとるべき行動

イ 出火防止と初期消火

ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握

エ 救助活動

オ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集

カ 避難行動上の注意事項

キ 避難実施時に必要な措置

ク 避難場所での行動

ケ 自主防災組織の活動

コ 避難所等での性暴力・DV等「暴力は許されない」意識の徹底

サ 諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動

シ 安否情報の確認のためのシステムの活用等

ス 生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等） 等

(3) 職場教育

① 要配慮者利用施設の施設管理者は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

② 事務所、工場等については、消防法に基づき消防計画を立て、防災教育、消防訓練を実施し、自衛防災知識の向上を図る。

5 各種防災研修への参加

地域防災力の向上を目指し、地域防災のリーダーの育成のため、自主防災組織、一般住民等にひょうご防災リーダー講座や防災士研修等の防災研修への参加を促進する。

※ 資料編 「9-3 南あわじ市防災リーダー養成補助金交付要綱」

第2 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市は、それらの制度の普及促進に努める。

第2節 自主防災組織の育成

【危機管理部】

第1 住民の防災意識の向上

災害対策の基本は、地域住民が防災意識を高め、災害に備える機運の醸成にある。従って、市は研修、広報等により、自治会や自主防災組織を通じ、住民の防災意識の向上に努める。また、地域住民は自助努力により、それら防災意識の向上に努力する。

第2 自主防災組織の育成促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策だけでは不十分と限界があり、住民の協力が不可欠である。

このため、実際に災害と直面する住民一人ひとりが、震災時に「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、住民の自発的な防災活動の組織化を図るとともに、防災関係機関と一体となった防災対策が実施できるようその組織形成と育成に努める。

1 自主防災組織

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織のことである。

基本は地域（コミュニティ：単位自治会の範囲、一部地区単位あり）内で、組織される。なお、自主防災組織は、自らの規約及び防災計画（活動計画）を定め、防災活動を行う。

2 災害時の自主防災組織の役割

災害時における自主防災組織の役割としては、次のようなことが考えられる。

- (1) 市役所、消防署など防災機関との情報交換や地域住民への情報伝達
- (2) 火災の発生防止や初期消火
- (3) 地域住民の安否確認
- (4) 地域住民が安全に避難するための誘導
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への情報伝達、避難誘導及び安否確認
- (6) 簡単な工具を使用しての救出や負傷者の救護
- (7) 救援物資（食料など）の分配

3 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動には、災害発生に備え、被害の発生や拡大の未然防止のために、日常行う活動（平常時の活動）と、災害発生後に、地域内で被害の発生や拡大を防止するために行う活動（災害時の活動）があるが、平常時の活動の成果が、いざというときの災害発生時に活かされる。

- (1) 平常時の活動

- ① 防災に関する知識の向上
- ② 防災関連機関、隣接の自主防災組織・自治会等地域団体との連絡
- ③ 地域における危険度の把握（土砂災害（特別）警戒区域等）
- ④ 地域における消防水利（消火栓等）の確認
- ⑤ 家庭における防火・防災等予防上の措置
- ⑥ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- ⑦ 避難場所及び避難所、医療救護施設の確認
- ⑧ 防災資機材の整備、管理
- ⑨ 防災訓練の実施
- ※ 南あわじ市自主防災組織育成事業補助金交付要綱では、必ず実施する事業として防災マップの作成、防災訓練の実施、防災資機材の整備を掲げている。
- ⑩ 地域での継続的な話し合い、研修
- ⑪ 地域における「マイ避難カード」作成の普及促進
- ⑫ 個別避難計画の作成に係る話し合い

(2) 災害時の活動

- ① 出火防止と初期消火
- ② 負傷者の救助
- ③ 地域住民の安否確認
- ④ 情報の収集・伝達
- ⑤ 避難誘導、避難生活の指導
- ⑥ 給食・給水
- ⑦ 近隣地域の応援

4 自主防災組織育成計画

自主防災組織の活動は地域に密着したものであり、自治会組織が基本となる。

ただし、自主防災組織は、自治会のみならず消防団、民生委員・児童委員などと連携して地域の実情に応じた組織として結成するのが通常である。

各自治会で組織することが、より地域の防災意識の向上につながるものと考えられ、特に、地域の住民誰もが参加できる組織であることが大切である。困難な問題に直面することも多く考えられるが、できることから始め、継続的に組織を育成・強化していくことが重要である。

また、組織編成時の留意点として、女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討、地域的偏りの防止と専門家や経験者の活用等に努める。

5 育成強化対策

市は、自主防災組織活動の活性化を支援する。その際、女性や若者の参画促進やリーダー育成に努める。

- (1) 啓発資料の作成
- (2) 各種講演会、懇談会等の実施
- (3) 情報の提供
- (4) 各自主防災組織への個別指導・助言
- (5) 各自主防災組織の訓練、研修会の実施
- (6) 顕彰制度の活用
- (7) 活動拠点施設の整備

※ 資料編 「9-2 南あわじ市自主防災組織育成事業補助金交付要綱」

第3 施設の自衛防災組織

1 工場・事業所等における自衛防災組織の設置

大地震やその他大規模な災害や事故が発生した場合、旅館・学校・病院等多数の人が出入りし、又は利用する施設及び石油・ガス等の危険物を製造、若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な被害発生が予測されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画を策定しておく。

2 自衛防災組織設置対象施設

- (1) 旅館・学校及び病院等多数の人が出入りし、又は利用する施設
- (2) 石油・高圧ガス・火薬類・毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- (3) 多数の従業員がいる事業所で自衛防災組織を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設

第4 地区防災計画

自主防災組織など地区居住者等は、共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の防災活動における計画を地区防災計画として定め、市防災会議に提案することができる。

第3節 消防団の充実強化

【危機管理部、消防団、淡路広域消防事務組合】

第1 地域防災力の向上

地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に努める。

第2 消防団の充実強化対策

消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。

- (1) 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
- (2) 団員に対する教育訓練の実施
- (3) 消防団活動の安全管理マニュアルの策定
- (4) 団員の処遇の改善
- (5) 消防団の装備の改善
- (6) 消防団の活動拠点施設の整備
- (7) 女性団員の加入促進
- (8) 住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

第3 消防団の教育訓練及び消防施設等保全計画の実施

消防団の教育訓練及び消防施設等保全計画の実施については、第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第7節「火災予防対策の推進」に定めるところによる。

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

【危機管理部、産業建設部】

第1 災害時に企業等が果たす役割

- (1) 生命の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 事業の継続
- (5) 地域貢献・地域との共生

第2 企業等の平常時対策

- (1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活用品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

- ① 事業継続計画（BCP）の作成
- ② 防災組織の育成
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 地域の防災訓練への参加
- ⑤ 防災体制の整備
- ⑥ 物資の備蓄

- (2) 市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。

また、県は、県内企業等へ、質の高い事業継続計画（BCP）の策定を支援するとともに、事業継続に係るマネジメント（BCM）の確立及び実践を推進する。

第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

都市計画区域マスタープランと整合を図りつつ、都市機能を分散配置し、災害に強い地域構造を構築する。

地震等災害に強いまちづくりを進めるため、公園、緑地や河川等オープンスペースの確保に努め、水と緑のネットワークの形成を図る。

市内の緑化・不燃化を促進するため、建築物の不燃化の誘導や面的整備事業等によるオープンスペースの確保を推進し、公共性の高い施設や建築物の安全性の向上と合わせ、面的な防災機能の向上を図る。

防災空間、防災拠点の体系的整備を行うため、自立的な防災ブロックの形成、避難地の確保、防災活動の拠点整備を図る。

また、地震防災上整備すべき施設等の整備にあたっては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に留意する。

なお、南海トラフ地震に関する予防計画については、南海トラフ地震防災対策推進計画を参照する。

第1節 まちの防災構造の強化

【産業建設部】

地震等災害対策の見地からの市街地の整備、公共建築物の建築基準の強化、道路・橋梁の設計基準の強化、市街地における防災空間の拡大、ライフラインの耐震性の向上等の必要な整備を推進し、地震等災害に強い都市基盤づくりに努める。

第1 基本方針

避難所・避難路及び延焼遮断帯、若しくは防災緩衝帯の機能をもつ公園、緑地、広場等のオープンスペースの確保に努める。

地域の防災力向上のため、公園・空き地等の確保を図るとともに、市街地内又はその周辺の農地、林地のもつ防災機能の保全に努める。これらの開発にあたって、基盤整備事業などにより、社会基盤の整備や河川環境の整備を図り、地震等災害に強いまちづくりを目指す。

公園には、家屋の近接する箇所に防火樹等の樹木の植栽を施し、避難広場としての機能を高める。

第2 公園の整備

地震等災害に強いまちとしての整備を充実させるため、中心部及びその周辺に立地する公園等、重要性の高いものから、防火上の観点を考慮し、避難場所として活用できるように整備を検討する。

なお、淡路ふれあい公園は兵庫県広域防災拠点として位置づけられており、要員宿泊出動機能、物資集積配送機能、備蓄機能を有している。

公 園 名	所 在 地	面 積 (㎡)
淡路ふれあい公園*	広田広田1473番地12	112,066
広田梅林ふれあい公園*	広田広田1016番地1	14,156
福良波止の浜公園*	福良乙1652番地1	2,079
賀集八幡公園*	賀集八幡698番地1	1,409
潮美台西公園*	潮美台1丁目27番地	5,758
潮美台東公園*	潮美台2丁目23番地	5,712
若人の広場公園*	阿万塩屋町2658番地7	71,000
おのころコミュニティパーク	榎列下幡多982番地	6,459
八木コミュニティパーク	八木鳥井388番地	1,169
三原川河川公園	市善光寺18番地27地先	23,000
三原センターパーク	市福永549番地1	1,954
神代コミュニティパーク	神代富田128番地	1,181
沼島緑地おのころ公園	沼島753番地1	6,455

(令和3年1月現在)

※ 都市公園には「*」を付している。

第3 避難場所・避難経路等の整備

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設を避難場所とし、整備に努める。

避難経路は、災害時に地域住民が安全に避難するために必要不可欠なものであるため、避難場所までの避難経路の整備に努める。

また、避難場所・避難経路周辺の建築物の耐震不燃化を促進するとともに、避難の障害となる落下物に対し、避難行動の安全を確保するため、必要な措置を講じる。

※ 資料編 「9-4 南あわじ市避難経路等整備費補助金交付要綱」

第4 避難場所・避難経路の周知

避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、避難誘導標識及び避難場所等の案内板の設置、防災マップの配布や広報活動、訓練等を通じて避難場所・避難経路の周知徹底を図る。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

第5 農地・林地の保全

市街地及びその周辺の農地、林地のもつ防災機能の保全に努める。また、これらの開発にあたっては乱開発を抑制し、基盤整備事業等によって道路・公園等施設を整備し、防災機能の保持に努める。

水源涵養及び自然災害防止機能を有する山地についても、その保全を図る。

第2節 建築物の耐震性の確保

【危機管理部、総務企画部、市民福祉部、産業建設部、教育委員会、兵庫県】

地震による建築物の倒壊は、人的被害を拡大させる。建築物の倒壊による被害を予防するため、耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震・耐火を図るとともに、防災施設の整備等の指導、奨励を行い、個々の建築物の防災性の向上に努める。

第1 公共建築物の防災対策

市役所、学校、公民館及び病院等不特定多数を収容する公共建築物は、地震発生時の避難、救護及び応急対策活動の拠点としての役割を担うため、適宜、耐震診断を実施し、速やかに耐震・耐火建築物に改善指導しなければならない。

また、これらの施設の新增築にあたっては、次のような防災機能向上のための補修・補強を行う。

- (1) 既存の木造建造物の不燃化・堅牢化
- (2) 耐震性に優れた機器類の採用と耐震性のある取付け（躯体と緊結）
- (3) バックアップ機能の充実
- (4) 早期復旧ができる設備の構築
- (5) エネルギー源の多重化と量の確保
- (6) ライフラインの不測の事態に備えた自己電源、自己水源の確保
- (7) 自動火災報知器、消火栓等の消防用設備の整備
- (8) 消火経路・避難経路の確保
- (9) 情報通信システム等を稼働させるために必要な電気、水道、燃料等の確保
- (10) 汚物処理を含む排水処理施設の確保

第2 一般建築物に対する指導等

一般建築物に対する耐震性の向上や落下物、ブロック塀倒壊対策等について、防災知識の普及を図るとともに、指導、啓発を行う。

昭和56年の建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を南あわじ市耐震改修促進計画に沿って促進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じる。

1 一般住宅に対する防災知識の普及

地震災害発生に備え、関係機関と連携のうえ、ホームページ、ポスターや印刷物の利用、広報機関の利用及び講習会の開催等により、一般住民に対し建築物に関する災害予防の知識の普及徹底を図る。

2 建築物の耐震性向上に係る指導、啓発

必要に応じ、関係団体と協力のうえ個々の建築物の耐震点検を実施し、その結果に基づいて補修、改築又は使用禁止等の指導を行う。

市及び県は、建築物の耐震化が建物所有者の努力義務であること及び耐震改修の必要性について、普及啓発に努める。

市は、住宅の耐震化を促進するため、県と連携して耐震診断及び耐震改修に係る相談体制の充実を図るとともに、「簡易耐震診断推進事業」、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」、「防災ベッド等設置助成事業」等の促進を図る。

3 避難所等の耐震化

災害時に住民が避難する避難所、津波避難ビル等施設の耐震化を促進する。

4 消防設備関係の法令普及

淡路広域消防事務組合の協力を得て、建築士事務所協会、建設業協会等関係団体に対し、消防法等に規定する消防設備の法令の説明会等を行い、法令の規定を確実に履行させる。

5 特殊建築物の検査・指導

学校、病院、興行場、公衆浴場、マーケット等の公衆の出入りする特殊建築物に関し、建築基準法違反の有無、建物の老朽度、避難路の状況等について定期検査を実施し、防災上必要な指導を行う。

6 天井等の脱落防止

大規模空間を有する建築物の吊り天井等について、建築基準法施行令に基づき脱落防止の周知、指導を図る。

7 落下物対策

窓ガラス、外壁タイルの落下等により、歩行者等に危害を及ぼす危険性の高い建築物等について、強化ガラス、網入ガラス、飛散防止フィルム等の採用により窓ガラス飛散防止等の落下物対策を講じる。

8 ブロック塀倒壊等対策

ブロック塀や石垣等の倒壊は、生命、身体に対する被害だけでなく、地震災害時の避難活動や消防活動の妨げになるため、住民や事業所等に対して、ブロック塀の造り方、点検方法、補強方法の普及啓発、生け垣又はフェンスへの転換や改善の奨励、及び建築基準法の遵守、指導を図るとともに、ブロック塀の危険箇所の調査を実施するとともに危険なブロック塀の除去費への補助の実施にも努める。

9 室内安全対策の推進

地震時に住宅や事業所等の建築物内に設置されている家具やロッカー等の転倒による被害を防止するため、各種広報媒体や自主防災組織の活動等を通じて、適正な対処方法等について、普及啓発を図る。

10 空き家等の状況確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

11 その他

据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行う。

第3節 地盤災害の防止施設等の整備

【産業建設部、兵庫県】

市及び関係機関は、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土石流等の災害を予防するため、防災体制の整備、予防措置の指導、土砂対策工事の実施及び情報体制の確立を図り、当該地域住民の安全確保を期す。

(令和2年度 洲本土木事務所「水防活動要綱」より)

砂防指定地	土石流危険渓流	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
55	47	15	29

第1 砂防・地すべり・急傾斜地崩壊等防止施設の整備に関する調整

本市は、市面積の75%が山地であるため、谷の出口には多数の集落が形成されている。

また、渓流は全般に流路の延長も短く急勾配なため、豪雨時には土石流が発生して人的、物的被害の生じる危険性が大きい。

- ※ 資料編
- 「7-1 砂防指定地」
 - 「7-2 土石流危険渓流」
 - 「7-3 地すべり危険区域」
 - 「7-4 急傾斜地崩壊危険区域」

災害に伴う土砂の流出、地すべり等による被害を防止するために、県と連携し、各種の対策について定める。

1 土石流危険渓流における警戒避難体制の整備

県が指定している土石流危険渓流においては、災害時に、迅速に周辺住民の安全を確保するため、避難誘導體制と巡視体制を確立する。

2 砂防・地すべり防止対策

(1) 森林災害の防止

森林災害を未然に防止するため、治山、治水事業及び一般造林事業を推進して林地の保護培養を図ることによって災害の根源を絶ち、同時に森林の緑地化を推進する。

① 予防治山

山腹崩壊危険地、はげ山移行地、浸食などにより荒廃の兆しのある渓流などの荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止する。

② 復旧及び崩壊防止治山事業

山腹崩壊地、はげ山、浸食又は異常な堆積をしている渓流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。

(2) 地すべり・山崩れ災害防止対策

森林の過伐、乱伐を防止し、肥料木を混植して林地の肥培管理を図り、材木の育成を助長し、地すべり、山崩れによる災害の発生を防止する。

3 急傾斜地の崩壊防止対策

- (1) 崩壊の軽減、未然防止措置
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び当該区域内における土木工事等の規制及び指導
- (3) 建築基準法に基づく災害危険区域の指定及び当該区域内における建築行為の規制指導
- (4) 災害危険住宅の除去又は移転
- (5) 急傾斜地崩壊危険区域内の崩壊防止工事の逐次施工

4 危険箇所等の周知等

県実施の「土砂災害防止月間」及び「豊かなむらを災害から守る月間」（6月1日から6月30日）を中心に防災思想の周知徹底と防災体制の整備推進を図る。

また、ホームページ、ハザードマップ、広報紙及びパンフレット等を活用して、地域住民に危険箇所等の啓発を実施し、さらに、災害時に備えて情報の提供や警戒避難体制の確立に努める。

第2 宅地造成等の規制

本市の宅地造成工事規制区域は次のように指定されている。

指定年月日	指定区域面積	市域に対する割合
49.5.2 建設省告示第670号	21.69km ²	9.46%

1 予防計画

- (1) 県と協力して今後行われる宅地造成工事に対し、宅地造成等規制法に定める技術的基準を確実に履行させるとともに、パトロールを強化し、無許可工事及び手抜き工事の発見に努める。
- (2) 許可が必要な宅地造成工事
 - ① 切土部で2mを超えるがけを生ずるもの
 - ② 盛土部で1mを超えるがけを生ずるもの
 - ③ 切土及び盛土を行う場合で、2mを超えるがけを生ずるもの
 - ④ 切土又は盛土を行う場合で、その土地の面積が500m²を超えるもの
- (3) 市は、淡路県民局が警察署、淡路広域消防事務組合の協力を得て、梅雨期及び台風期に備えて実施する宅地防災パトロールを共同して行い、淡路県民局が関係者に対し次のように必要な措置を行う場合に協力する。
 - ① 防災措置についての文書による指導
 - ② 宅地所有者等関係者を聴聞、勧告

- ③ 宅地造成等規制法第14条の規定に基づく工事の停止、宅地の使用禁止命令及び必要措置の命令
- ④ 宅地造成等規制法第17条に基づく改善命令

第3 液状化対策の推進

液状化の可能性があるとされる沖積地や埋立地に関する地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計・計画時における活用に努める。

また、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、液状化が発生した場合においても、施設の被害を防止するため、必要に応じ耐震補強の実施に努める。

第4節 河川、海岸及びため池施設の整備

【産業建設部、兵庫県】

市、県及び関係機関は、県総合治水条例等に基づき、頻発する集中豪雨や局地的大雨等に伴う河川、海岸及びため池の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化を図るとともに、「ためる」、「そなえる」、「ながす」を組み合わせた総合治水を進め、当該地域住民の安全確保を期す。

第1 河川施設の整備

河川施設の整備は、第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第18節「水害・津波予防計画」に定めるところによる。

第2 海岸施設の整備

海岸施設の整備は、第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第18節「水害・津波予防計画」に定めるところによる。

第3 ため池施設の整備

1 市内ため池の概要

本市には、ため池が約1,700箇所あり、古くから農地かんがい用水源として営農上重要な施設であるとともに、豪雨時には洪水調節の役目も兼ねる重要な施設である。

2 防災重点ため池

県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池として指定し、「兵庫県ため池防災工事等推進計画」（令和3年3月策定）に基づき、決壊リスクや想定される被害規模等から優先的に改修・廃止工事を進める。

3 予防計画

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、県実施の「土砂災害防止月間」及び「豊かなむらを災害から守る月間」（6月1日から6月30日）を中心に、水防管理者、ため池管理者に対し、点検、改修の技術指導を行うとともに防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行う。

また、ため池は健全に保全管理されることで、有効な貯留機能を有するため、淡路（三原川等）地域総合治水推進計画（平成26年3月兵庫県策定）の流域対策について配慮する。

なお、ため池管理者の適正な保全管理活動を支援することを目的に、平成28年「淡路島ため池保全サポートセンター」が設置されており、定期的な点検活動を行っている。

4 管理計画

ため池管理者は、災害の未然防止又は被害を最小限にとどめるための事前措置として、平素から次の事項を重点的に実施する。

- (1) 防災パトロールを行い、危険度を把握し、再点検を行い事故防止に努める。
- (2) 地震災害を未然に防止するため、堤防の草刈りを行い、漏水箇所がないか点検する。
- (3) 遠方のため池については、進入道路に注意し、パトロールを早めに行う。

- (4) 災害時の水抜きについて、事前に、ため池管理者・自治会長・消防団と協議しておき、それぞれの判断のもとに水が抜ける体制をつくっておく。
- (5) 応急対策の資材（土のう、杭、ビニールシート等）を準備しておく。

5 ため池災害防止の普及啓発

県は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」（6月1日～6月30日）を中心に、ため池管理者に対し、ため池の点検・改修方法についての技術指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うこととする。

市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれがあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、一定規模以上のため池についてハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。

※ 資料編 「7-7 防災重点農業用ため池一覧表」

第5節 交通関係施設の整備

【産業建設部、危機管理部、兵庫県】

第1 道路の整備 【産業建設部、兵庫県】

1 市内道路の概要

本市管理の道路は、総延長1,072,210mに及び、漸次拡幅改良に努めている。

幹線道路は、神戸淡路鳴門自動車道のインターチェンジを基軸として国道28号、主要地方道、一般県道と一般幹線市道のネットワーク化を図り、幹線としての機能構造に整備するとともに、生活道路については、モータリゼーション時代に即した生活、生産活動の機能を考慮した道路整備の促進を図る。

2 幹線道路、生活道路の整備

幹線、生活道路は、地震に伴う火災の延焼遮断帯となるとともに、緊急輸送物資等の輸送道路、避難経路となるなど防災上重要な役割を有している。このため、危険度の高い箇所より順次改修を行うように努める。

施策名	管理主体	路線名（工区）事業場所	事業内容
道路整備	兵庫県	広域営農団地農道 南淡路地区（オニオンロード） （南あわじ市阿万上町～洲本市千草）	農道新設 現道拡幅L-17,000m（2車線）

第2 港湾・漁港施設の整備 【産業建設部、兵庫県】

1 港湾施設の整備

(1) 市内港湾の概況

本市の港湾は、湊港、津井港、福良港及び阿万港の4箇所で、これらの港湾は、古くから物産の船載地、中継地として船舶の往来が盛んであった。中でも福良港は天然の良港で、昭和14年に観潮船の発着所が完成し、淡路島の南の拠点が形成された。

(2) 港湾の整備

海上輸送については、特に幹線道路、橋梁等の被害の程度により緊急物資搬送のウェイトが高くなる。そうした海上輸送の拠点となる港湾は、重要な役割を有しており、耐震性の向上を図っていく必要があるため、県が福良港で栈橋の改修、護岸の耐震化を完了させた。

また、湾口防波堤、防潮堤、河口水門等の整備の促進に努める。

2 漁港施設の整備

(1) 市内漁港の概況

本市の漁港は、第2種漁港3、第1種漁港6、計9漁港を数え、これらを基地として、小型底曳網、一本釣り、船曳網、刺網、小型定置網等の漁船漁業のほかにノリの養殖も行われている。

【県・市営漁港】

漁 港 名	種 別	指 定 年 月 日	管 理 者
灘	第2種	昭和26年 8月21日	南あわじ市
丸 山	第2種	昭和26年 8月21日	兵 庫 県
阿那賀	第1種	昭和27年 5月28日	南あわじ市
仁 頃	第1種	昭和27年12月29日	南あわじ市
地 野	第1種	昭和27年12月29日	南あわじ市
吉 野	第1種	昭和27年12月29日	南あわじ市
黒 岩	第1種	昭和27年12月29日	南あわじ市
沼 島	第2種	昭和28年 5月28日	兵 庫 県
伊 毘	第1種	昭和27年 5月28日	南あわじ市

(2) 事業計画

これらの漁港について、安全で静穏な航路及び泊地の確保を図り、漁船の災害、背後の漁港施設、漁業集落等の災害を防止するため、漁港整備計画を策定し、漁港及び漁業集落の整備を図る。

第3 ヘリコプター対策の実施

【危機管理部、兵庫県】

県、自衛隊、その他の防災関係機関からの災害対策用物資及び人員等の空輸に備え、ヘリコプター臨時離着陸場等を次のとおり確保する。

1 災害時のヘリコプターの基本活動

災害時におけるヘリコプターの基本的な活動内容は、次のとおりである。

災害発生直後 (初動期)	- 被害・火災情報の収集 - 緊急患者等人員の輸送 - 防災対策要員の輸送等
応 急 対 応 期	- 緊急患者等人員の輸送、転送 - 救助、救急用資機材の輸送 - 緊急物資の輸送（医薬品、食料、毛布等）

2 活動拠点と離着陸場の選定基準及び指定

他都市からの応援航空隊等の活動拠点の確保と、ヘリコプター離着陸場を定め、その候補となる離着陸場を定める。なお、この候補地は毎年見直しを行う。

※航空法抜粋

(離着陸の場所)

第79条 航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては飛行場以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(飛行の禁止区域)

第80条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第81条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(捜索又は救助のための特例)

第81条の2 前3条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し捜索又は救助のために行う航行については、適用しない。

※ 資料編 「3-5 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧表」

第6節 ライフライン関係施設の整備

【産業建設部、関西電力(株)他】

第1 電力施設等の整備

【関西電力(株)、関西電力送配電(株)、兵庫県、市】

1 趣旨

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せずに迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

2 防災体制

(1) 関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力(株)及び関西電力送配電(株)は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

① 自治体との協調

平常時には地方の防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

ア 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定を検討等に関し、必要な資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

イ 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

a 災害に関する情報の提供及び収集

b 災害応急対策及び災害復旧対策

② 防災関係機関との協調

地方气象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

③ 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発(株)、電源開発送変電ネットワーク(株)、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

④ 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取り組みとして関西電力(株)及び関西電力送配電(株)の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受け入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。

⑤ 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

ア 災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との協定締結

イ 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結

ウ 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携

エ 工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施

オ 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結

カ 燃料利用等に関する関係企業との協定締結

キ 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Lアラート」の活用

(2) 災害予防に関する事項

① 防災教育

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の向上に努める。

また、南海トラフ巨大地震により予想される地震動及び津波に関する知識や、南海トラフ巨大地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、南海トラフ巨大地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。

② 防災訓練

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練の実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

さらに、関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）に所在する事業所において、年1回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、自治体等の被害想定を反映させた実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

③ 津波からの避難対策

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、推進地域内の事業所において、自治体等の被害想定に従い、避難場所、避難経路を示した避難マップを作成し、従業員に周知する。また、津波の到達時間が早く、避難が困難であることが予想される事業所については、屋上避難階段の設置や、事業所の高台移転等の措置を講ずる。

(3) マニュアル類の整備

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

(4) 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱はそれぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

① 水害対策

ア 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

イ 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

② 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

③ 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

イ 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

ウ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

④ 高潮対策

火力発電所における高潮対策は、過去の被害調査等から最大水位を想定し、必要に応じて諸電動機のかさあげを行い、設備の安全性を確保する。また、必要箇所には防潮扉、防潮壁等を設置して対処する。

⑤ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

イ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

ウ 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

⑥ 雷害対策

ア 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

イ 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

⑦ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。

将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

⑧ 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

⑨ 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

⑩ 震災対策

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

設備区分		対策の基本的な考え方			
		地震動		津波	
		一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラスの津波
区分1	火力発電設備 ・LNGタンク ・油タンク	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと
	ダム				
区分2	発電設備 (区分1除く) 流通設備 電力保安通信設備 (通信事業者から提供を受ける保安通信回線含む)	個々の機能に重大な支障が生じないこと	著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること	個々の機能に重大な支障が生じないこと	設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行う。

上記の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の対策を実施する。なお、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計を行う。

ア 地震動への対応

a 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

b 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

c 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

d 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

イ 津波への対応

a 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

b 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

c 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減及び復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

d 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、自治体等の被害想定を受けて、下記の措置を講ずる。

e 流通設備

17万V以上の送変電設備で広範囲かつ長期間にわたる著しい供給支障が想定される場合は、代替性の確保や多重化等により、津波の影響を緩和する対策を検討する。

(5) 防災業務施設及び設備等の整備

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、次の施設及び設備の整備を図る。

① 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

イ 潮位、波高等の観測施設及び設備

ウ 地震動観測設備

② 通信連絡施設及び設備

ア 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

a 無線伝送設備

- ・ マイクロ波無線等の固定無線回線
- ・ 移動無線設備
- ・ 衛星通信設備

b 有線伝送設備

- ・ 通信ケーブル
- ・ 電力線搬送設備
- ・ 通信線搬送設備、光搬送回線

c 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む）

d IPネットワーク回線

e 通信用電源設備

イ 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

③ 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

④ コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

⑤ 水防・消防に関する施設及び設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

ア 水防関係

- a ダム管理用観測設備
- b ダム操作用の予備発電設備
- c 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- d 排水用のポンプ設備
- e 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- f 警報用設備

イ 消防関係

- a 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- b 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
- c 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
- d 各種消火器具及び消火剤
- e 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

⑥ 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。

ア 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器

イ 油回収船

ウ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

⑦ その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。

(6) 復旧用資機材等の確保及び整備

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

① 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

② 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

③ 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

④ 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

⑤ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等生活必需品の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

⑥ 復旧用資機材の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、広域運用できる体制を整備するとともに、自治体等の被害想定に従い、次の方策を実施する。

⑦ 復旧用資機材の分散配備

復旧用資機材は分散配備に努めるとともに、置場が浸水しないことを確認する。

⑧ 食料・医療・医薬品等生活必需品の充実

津波により孤立するおそれのある事業所については、食料・医療・医薬品等生活必需品について裕度をもった保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(7) 電気事故の防止

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

① 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

② 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- c 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- d 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- f 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- g 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- h 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- i その他事故防止のため留意すべき事項。

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関係

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用している人の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

(8) 県との取組

県、関西電力送配電(株)は、倒木等により送配電網や啓開作業等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

第2 電気通信施設等の整備

【西日本電信電話(株)兵庫支店、KDDI(株)、(株)NTTドコモ関西支社、
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】

1 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、対災害性を考慮した通信設備等の防災設計を行う。また、主要な通信設備等については、予備電源を設置する。

2 通信網等の整備

災害に対しても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、通信網の整備を行う。

- (1) 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
- (2) 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

3 災害対策用機器、車両等の配置

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

4 防災訓練の実施

- (1) 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、対策本部等の設置、非常招集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。
- (2) 訓練の実施にあたっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する消防防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

第3 水道施設等の整備・保守

【危機管理部、淡路広域水道企業団】

市及び関係機関は、災害による給配水施設の被害を軽減し、かつ飲料水を確保するため、平常時から浄・配水施設、導水管、送・配水管等の水道施設を整備点検し、できる限り断水を防止して円滑に送水できるよう対策を講じる。なお、災害による水道諸施設の被害の状態に応じて適切な送水を行えるよう、又甚大な被害を受けて一時的に送水不可能になった場合においても、応急処置による給水が行えるよう、平常時から対策を講じておく。

1 水道施設の整備・保守

給配水施設について、巡回点検を行う。幹線配水管については、配水池等で給水量及び水位を点検・記録し、事故の早期発見に努める。老朽化施設、配水管については、計画的に改良を図る。

2 給水体制の整備

災害時における給水施設の被災により一時的に送水不能となったり、あるいは飲料水の汚染等により飲料に適する水を得ることができなくなったりする事態に備えて、平常時から給水車及び給水タンクを点検整備し、また、非常時に事業所からのタンク車の応援を受けられるよう要請する。

3 資材の備蓄

被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を備蓄する。

4 井戸の確保

地域ごとに定期的に井戸の所在を確認し、井戸の安全性を確認しつつ緊急時の飲料水及び生活用水を確保する。また、市危機管理部では、生活用水の確保のため、市内に所在する井戸を「災害時協力井戸」として登録を募集し、市ホームページで広報する。

5 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援活動

「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定・実施細目」及び「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

第4 下水道施設等の整備

【産業建設部】

市及び関係機関は、災害発生時において下水道がその機能を保持できるよう「下水道施設の耐震対策指針と解説」（（公社）日本下水道協会）に基づき、以下の対策を講じる。

1 下水道施設の耐震化

下水道施設について次の点を主眼に耐震設計を行う。

- (1) 新基準に基づく耐震構造計算の実施
- (2) 耐震性の高い材料の採用
- (3) 伸縮可とう継手の採用

2 災害時における機能確保

下水道施設が被害を受けた場合の機能の全面的な停止を防ぐため、施設のネットワーク化による広域的な排水能力の共有や施設の複数系列化などにより機能確保を図る。

- (1) 重要な管渠の2条化
- (2) ネットワーク幹線の整備
- (3) 施設の複数化
- (4) 自家発電設備の整備

3 下水道施設の保守点検

下水道施設の災害時の被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。また、必要に応じて災害対策を講じておく。

- (1) 下水道台帳の整備
- (2) 既往災害履歴の作成
- (3) 耐震点検
- (4) 日常点検保守
- (5) 被災の可能性が高い箇所の把握

4 下水道災害時の応援体制の整備

「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき開催される応援連絡会議において、災害時の応援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じて実施される災害時を想定した訓練及び研修等に参加し、災害時における応援活動が円滑に行われるよう努める。

5 災害時用資機材の整備

緊急措置及び応急復旧に必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法、保管場所等を定めておく。また、南あわじ市下水道事業統廃合基本計画に基づき、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

第5 ガス施設等の整備

【（一社）兵庫県LPガス協会】

1 ガス施設の耐震性強化

- (1) 地震等災害による配管の損傷を防止するため、フレキシブル配管（埋設管にあつてはPE管）の導入促進を図る。
- (2) 強度の地震にも耐える容器の転落転倒防止対策を検討し、対応を図る。

2 防災システムの強化

(1) 集中監視システムの導入

電話回線によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。
また、このシステムを、福祉の緊急通報システム（救急コール）にも活用する。

(2) 安全機器の取り付け促進

ガスを自動的に停止する安全機器の取り付けを進める。

(3) 地域防災事業所の設置

淡路ブロックには、製造事業所8箇所、LPガススタンド6箇所、容器検査所2箇所の防災事業所があり、24時間即応体制が整備されている。

各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応用の單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話が整備されている。

3 防災体制の整備

- (1) 要員の確保
- (2) 相互協力体制の確立
- (3) 防災訓練等の実施と参加

4 災害防止のための普及・啓発活動の実施

- (1) LPガスを使用している家庭を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図る。
- (2) 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合及び津波警報又は大津波警報が発表された場合等に、容器バルブの閉止等を周知する放送を（株）ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にLPガスの対応について周知を図る。

第5章 その他の災害の予防対策の推進

第1節 危険物施設等の予防対策の実施 【淡路広域消防事務組合】

第1 危険物施設等の耐震性強化

危険物施設等は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化の推進を図る。特に、屋内貯蔵所の架台や柵等の構造及び貯蔵方法に重点を置いて、耐震性の強化の推進を図る。

関係機関は、危険物施設について、設置及び変更許可に対する現地検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせる。

第2 危険物保安計画

産業活動の進展に伴う石油類の需要の拡大及び生活・生産様式の高度化により、危険物の取扱量は著しく増加し、これに伴う貯蔵タンクの大型化、設備の大規模化により、地震等災害発生時には深刻な被害の発生が予想されるので、消防機関を始め、地方行政機関及び各公共機関並びに危険物施設責任者と緊密なる連絡・協力のもとに危険物の規制、保安体制の強化を図り、災害発生を防止する。

危険物施設の所有者等は、自主的保安体制の確立、事業所相互の協力体制の確立、住民安全対策の実施等の保安対策の実施に努める。

第3 毒物・劇物保安計画

毒物・劇物取扱施設で、消防法、高圧ガス保安法による規制を受けている施設について、毒物・劇物取扱営業者は、施設の基準や定期点検等の規定を遵守するとともに、施設の保全及び耐震性の強化に努める。

毒物又は劇物により住民の保健衛生上に危害の生じることを防止するために、これらのおそれがあるときは、直ちに洲本健康福祉事務所、南あわじ警察署又は淡路広域消防事務組合に届け出るとともに危険防止の協力に努める。

第4 保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、講習会や研修会等を実施する。

第5 指導・規制の強化

危険物施設に対し、消防職員等の立入検査を実施し、指導を行う。

第6 自衛消防組織の強化

自衛消防の組織化を推進し、自主的な災害予防体制を確立するとともに、隣接する危険物事業所との相互応援を促進し、自衛消防力の確保を図る。

第7 消防資機材の整備

危険物火災の消火活動に必要な化学車等の整備を図り、消防力を強化するとともに、消防薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

第8 応急保安対策の周知

関係事業者に対して、高圧ガスが漏洩した場合又は近隣火災その他の災害により危険な状態となった場合は、応急措置を講じ、また、上記の事態を発見した者は、直ちにその旨を警察又は消防機関に通報するよう周知徹底する。

第9 自主保安体制の整備

関係事業者に対して、自主保安教育の実施、定期自主検査の実施と責任体制を確立させ、事業所相互の防災応援体制の強化を図るように自主保安体制を整備するよう指導する。

第2節 竜巻・突風予防計画

【危機管理部】

第1 竜巻情報等

気象庁は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断される場合には、雷注意報を補足する情報として県南部・県北部の単位で、竜巻注意情報を発表する。

竜巻注意情報は、雷注意報が発表されている状況下において、有効期間を概ね1時間とし、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する。注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができ、常時10分毎に更新される。

第2 竜巻・突風対策

1 竜巻・突風に関する知識の普及

竜巻・突風は局所的、突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは困難であるが、竜巻の発生メカニズムや情報の入手方法、対処方法などの知識の普及に努める。

2 竜巻・突風に関する情報の伝達

市は、竜巻・突風が発生又は発生する可能性が高まった際の住民等への伝達体制の整備に努める。

3 竜巻・突風対策の啓発

(1) 事前対策

ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの飛散防止、屋内における退避場所の確保を図る。

(2) 竜巻が接近してきたときの対処

- ① 頑丈な建物の中へ避難する。
- ② 避難する時は、屋根瓦などの飛散物に注意する。
- ③ 避難できない場合は、物陰やくぼみに身を伏せる。
- ④ 車庫・物置・プレハブ（仮設建築物）は危険なため避難しない。
- ⑤ 屋内でも窓や壁から離れ、家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
- ⑥ 窓、雨戸、カーテンを閉め、頑丈な机の下に入り、頭と首を守る。

第3節 複合災害対策

【危機管理部】

震災時に併発又は後発して、風水害、事故災害等の災害が複合して起こる可能性がある。

市は、県及び国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化して災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識するとともに、防災計画等を見直して備えを充実する。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。